

船主相互保険組合法施行規則等の一部を改正する内閣府令新旧対照条文

一 船主相互保険組合法施行規則（昭和二十五年^{大蔵省}運輸省^令第二号）

改 正 案	現 行
<p>（電磁的記録の備置きに関する特則）</p> <p>第六条 法第三十三条の二第三項（法第十五条第七項において準用する場合を含む。）及び第四十四条の六第二項に規定する内閣府令で定めるものは、組合の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電子計算機に備えられたファイルに記録された情報を電気通信回線を通じて組合の従たる事務所において使用される電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法とする。</p>	<p>（電磁的記録の備置きに関する特則）</p> <p>第六条 法第三十三条の二第三項（法第十五条第七項において準用する場合を含む。）及び第四十四条の六第二項に規定する内閣府令で定めるものは、組合の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて組合の主たる事務所又は従たる事務所において使用される電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法とする。</p>

別紙様式第3号（第48条関係）

第3

年度中 [年 月 日から 年 月 日まで] 半期損益計算書

（記載上の注意）
 1 次の事項を注記すること。ただし、貸借対照表に記載したものは、この限りでない。
 (1)・(2) (略)
 (削る)
 (3) 以下の収益及び費用に関する内訳
 ~ (略)
 (4) 以上のほか、組合の損益の状態を正確に判断するために必要な事項
 2・3 (略)

別紙様式第3号（第48条関係）

第3

年度中 [年 月 日から 年 月 日まで] 半期損益計算書

（記載上の注意）
 1 次の事項を注記すること。ただし、貸借対照表に記載したものは、この限りでない。
 (1)・(2) (略)
 (3) 子会社等との取引高の総額
 (4) 以下の収益及び費用に関する内訳
 ~ (略)
 (5) 以上のほか、組合の損益の状態を正確に判断するために必要な事項
 2・3 (略)

二 証券取引所及び証券取引所持株会社に関する内閣府令（昭和二十八年大蔵省令第七十六号）

改正案	現行
<p>（新設合併消滅会員証券取引所の事前開示事項等）</p> <p>第二十五条の六 法第百三十九条の五第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 新設合併消滅株式会社証券取引所が新株予約権を発行しているときは、法第百三十九条の二第一項第八号及び第九号に掲げる事項についての定め（当該事項に関する事項）</p> <p>三 三十七（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（新設合併消滅株式会社証券取引所の事前開示事項等）</p> <p>第二十五条の十四 法第百三十九条の十四第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 新設合併消滅株式会社証券取引所が新株予約権を発行しているときは、法第百三十九条の二第一項第八号及び第九号に掲げる事</p>	<p>（新設合併消滅会員証券取引所の事前開示事項等）</p> <p>第二十五条の六 法第百三十九条の五第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 新設合併消滅株式会社証券取引所が新株予約権を発行しているときは、法第百三十九条の二第一項第八号及び第九号に掲げる事項についての定め（当該事項についての定めとして、全部又は一部の新株予約権の新株予約権者に対して交付する新設合併設立株式会社証券取引所の新株予約権の数及び金銭の額を零と定めた場合における当該定めを含む。）の相当性に関する事項</p> <p>三 三十七（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（新設合併消滅株式会社証券取引所の事前開示事項等）</p> <p>第二十五条の十四 法第百三十九条の十四第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 新設合併消滅株式会社証券取引所が新株予約権を発行しているときは、法第百三十九条の二第一項第八号及び第九号に掲げる事</p>

項についての定め(当該事項に関する事項

三七七 (略)

2 (略)

(吸収合併対価の全部又は一部が吸収合併存続会員証券取引所の純財産である場合における吸収合併存続会員証券取引所の純財産)

第二十七条の二 吸収合併(法第百三十七条の吸収合併をいう。以下この条から第二十七条の五までにおいて同じ。)に際して吸収合併存続会員証券取引所が吸収合併消滅会員証券取引所の会員に対して交付する財産(以下「吸収合併対価」という。)の全部又は一部が吸収合併存続会員証券取引所の持分である場合(次条の規定を適用する場合を除く。)には、吸収合併存続会員証券取引所の次の各号に掲げる額は、当該各号に定める額とする。

- 一 吸収合併後の吸収合併存続会員証券取引所の基本金額(以下「吸収合併後基本金額」という。)(次に掲げる額の合計額)
- イ 吸収合併の直前の吸収合併存続会員証券取引所の基本金額(以下「吸収合併直前基本金額」という。)(
- ロ 吸収合併純財産変動額の範囲内で、吸収合併存続会員証券取引

項についての定め(当該事項についての定めとして、全部又は一部の新株予約権の新株予約権者に対して交付する新設合併設立株式会社証券取引所の新株予約権の数及び金銭の額を零と定めた場合における当該定めを含む。)(の相当性に関する事項

三七七 (略)

2 (略)

(時価で評価する場合における吸収合併存続会員証券取引所の純財産)

第二十七条の二 吸収合併(法第百三十七条の吸収合併をいう。以下この条から第二十七条の五までにおいて同じ。)により吸収合併存続会員証券取引所が承継する財産(以下「吸収合併対象財産」という。)(の全部の取得原価を吸収合併に際して吸収合併存続会員証券取引所が吸収合併消滅会員証券取引所の会員に対して交付する財産(以下「吸収合併対価」という。)(の時価その他当該吸収合併対象財産の時価を適切に算定する方法をもつて測定することとすべき場合において、吸収合併存続会員証券取引所の次の各号に掲げる額は、当該各号に定める額とする。

- 一 吸収合併後の吸収合併存続会員証券取引所の基本金額(以下「吸収合併後基本金額」という。)(次に掲げる額の合計額)
- イ 吸収合併の直前の吸収合併存続会員証券取引所の基本金額(以下「吸収合併直前基本金額」という。)(
- ロ 吸収合併対価(吸収合併存続会員証券取引所の出資に係るも

<p>引所が吸収合併契約の定めに従い定めた額（零以上の額に限る。）。</p> <p>二 吸収合併後の吸収合併存続会員証券取引所の基本準備金額（以下「吸収合併後基本準備金額」という。） 次に掲げる額の合計額</p> <p>イ 吸収合併の直前の吸収合併存続会員証券取引所の基本準備金額（以下「吸収合併直前基本準備金額」という。）</p> <p>ロ 吸収合併純財産変動額から前号ロに掲げる額を減じて得た額の範囲内で、吸収合併存続会員証券取引所が吸収合併契約の定めに従い定めた額（零以上の額に限る。）</p> <p>2 前項に規定する「吸収合併純財産変動額」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。</p> <p>一 吸収合併により吸収合併存続会員証券取引所が承継する財産（以下「吸収合併対象財産」という。）の全部の取得原価を吸収合併対価の時価その他当該吸収合併対象財産の時価を適切に算定する方法をもつて測定することとすべき場合 吸収合併対価時価（吸収合併対価の時価その他適切な方法により算定された吸収合併対価の価額をいう。）（吸収合併存続会員証券取引所の持分に係るものに限る。）</p> <p>二 前号の規定を適用することにより純財産を計算することができない場合又は計算することが適切でない場合 吸収合併対象純資産額（吸収合併対象財産（資産に限る。）に付すべき価額から吸収合併対象財産（負債に限る。）に付すべき価額を減じて得た額</p>	<p>の範囲内で、吸収合併存続会員証券取引所が吸収合併契約の定めに従い定めた額</p> <p>二 吸収合併後の吸収合併存続会員証券取引所の基本準備金額（以下「吸収合併後基本準備金額」という。） 次に掲げる額の合計額</p> <p>イ 吸収合併の直前の吸収合併存続会員証券取引所の基本準備金額（以下「吸収合併直前基本準備金額」という。）</p> <p>ロ 吸収合併対価から前号ロに掲げる額を減じて得た額の範囲内で、吸収合併存続会員証券取引所が吸収合併契約の定めに従い定めた額</p> <p>2 前項に規定する場合において、吸収合併に係る費用があるときは、当該費用のうち吸収合併対価として考慮すべきものをも吸収合併対価として考慮するものとする。</p>
--	--

をいう。以下同じ。）

（基本金等も引き継ぐ場合等における純財産）

第二十七条の三 吸収合併存続会員証券取引所の基本金及び基本準備金につき吸収合併消滅会員証券取引所における吸収合併の直前の基本金及び基本準備金を引き継ぐものとして計算することが適切である場合には、吸収合併後の吸収合併存続会員証券取引所の次の各号に掲げるものの額は、当該各号に定める額とする。

一 吸収合併後基本金額 次に掲げる額の合計額

イ 吸収合併直前基本金額

ロ 吸収合併の直前の吸収合併消滅会員証券取引所の基本金の額
（吸収合併対価が存しない場合にあつては、零）

二 吸収合併後基本準備金額 次に掲げる額の合計額

イ 吸収合併直前基本準備金額

ロ 吸収合併の直前の吸収合併消滅会員証券取引所の基本準備金の額（吸収合併対価が存しない場合にあつては、零）

2 前項に規定する「吸収合併存続会員証券取引所の基本金及び基本準備金につき吸収合併消滅会員証券取引所における吸収合併の直前の基本金及び基本準備金を引き継ぐものとして計算することが適切である場合」とは、次のいずれにも該当する場合をいう。

一 吸収合併対象財産に吸収合併消滅会員証券取引所における吸収合併の直前の帳簿価額を付すべき場合であること。

（基本金等も引き継ぐ場合における純財産）

第二十七条の三 吸収合併対象財産に吸収合併消滅会員証券取引所における吸収合併の直前の帳簿価額を付すべき場合において、吸収合併存続会員証券取引所の基本金についても吸収合併消滅会員証券取引所における吸収合併の直前の基本金を引き継ぐものとして計算すべきときは、吸収合併後の吸収合併存続会員証券取引所の次の各号に掲げるものの額は、当該各号に定める額とする。

一 吸収合併後基本金額 次に掲げる額の合計額

イ 吸収合併直前基本金額

ロ 吸収合併の直前の吸収合併消滅会員証券取引所の基本金の額

二 吸収合併後基本準備金額 次に掲げる額の合計額

イ 吸収合併直前基本準備金額

ロ 吸収合併の直前の吸収合併消滅会員証券取引所の基本準備金の額

（新設）

- 二 次に掲げるいずれかの場合であること。
 - イ 吸収合併対価の全部が吸収合併存続会員証券取引所の持分である場合
 - ロ 吸収合併対価が存しない場合
 - 三 次に掲げるいずれかの場合であること。
 - イ 前項の規定に従って計算すべき場合
 - ロ イに掲げる場合のほか、前条第二項第二号に掲げる場合において、吸収合併存続会員証券取引所がこの条の規定を適用するものと定めるとき。

第二十七条の四 削除

(その他の場合における純財産)

- 第二十七条の四 前二条の規定を適用することにより純財産を計算することができない場合又は計算することが適切でない場合において、吸収合併存続会員証券取引所の次の各号に掲げる額は、当該各号に定める額とする。
- 一 吸収合併後基本金額 次に掲げる額の合計額
 - イ 吸収合併直前基本金額
 - ロ 吸収合併対象純資産額(吸収合併対象財産(資産に限る。))に付すべき価額から吸収合併対象財産(負債に限る。))を減じて得た額をいう。以下同じ。() 当該額が零未満である場合にあっては、零()の範囲内で吸収合併存続会員証券取引所が吸収合併契約の定めに従い定めた額
- 二 吸収合併後基本準備金額 次に掲げる額の合計額

(時価等で評価する場合における新設合併設立会員証券取引所の純財産)

第二十七条の六 新設合併設立会員証券取引所が新設合併(法第二百二十八条に規定する新設合併をいう。以下この条から第二十七条の九までにおいて同じ。)により承継する財産(以下「新設合併対象財産」という。)(新設合併取得会員証券取引所(新設合併消滅会員証券取引所のうち、一の会員証券取引所の有する財産に付された新設合併直前の帳簿価額を当該財産に付すべき新設合併設立会員証券取引所における帳簿価額とすべき場合における当該一の会員証券取引所をいう。以下この条において同じ。)(の財産を除く。以下この条において同じ。)(の全部の取得原価を新設合併対価(新設合併に際して新設合併設立会員証券取引所が新設合併消滅会員証券取引所の会員に対して交付する財産をいう。以下同じ。)(の時価その他当該新設合併対象財産の時価を適切に算定する方法をもつて測定することとすべき場合において、新設合併取得会員証券取引所の会員に交付する新設合併対価の全部又は一部が新設合併設立会員証券取引所の持分であるときは、新設合併設立会員証券取引所の次の各号に掲げる額は、当該各号に定める額とする。ただし、新設合併取得会

イ 吸収合併直前基本準備金額
ロ 吸収合併対象純資産額から前号ロに掲げる額を減じて得た額の範囲内で吸収合併存続会員証券取引所が吸収合併契約の定めに従い定められた額

(時価等で評価する場合における新設合併設立会員証券取引所の純財産)

第二十七条の六 新設合併設立会員証券取引所が新設合併(法第二百二十八条の新設合併をいう。以下この条から第二十七条の九までにおいて同じ。)により承継する財産(新設合併取得会員証券取引所(新設合併消滅会員証券取引所のうち、一の会員証券取引所の有する財産に付された新設合併直前の帳簿価額を当該財産に付すべき新設合併設立会員証券取引所における帳簿価額とすべき場合における当該一の会員証券取引所をいう。以下同じ。)(の財産を除く。以下この条において同じ。)(の全部の取得原価を新設合併対価(新設合併に際して新設合併設立会員証券取引所が新設合併消滅会員証券取引所の会員に対して交付する財産をいう。以下この条において同じ。)(の時価その他当該新設合併設立会員証券取引所が承継する財産の時価を適切に算定する方法をもつて測定することとすべき場合において、新設合併設立会員証券取引所の次の各号に掲げる額は、当該各号に定める額とする。

員証券取引所の会員に交付する新設合併対価の全部が新設合併設立
会員証券取引所の持分である場合において、新設合併契約により次
項の規定によるものと定めるときは、この限りでない。

一 新設合併設立会員証券取引所の設立時の基本金の額（以下「設
立時基本金額」という。）（新設合併出資金額（次に掲げる額の
合計額をいう。当該新設合併簿価純財産額が零未満である場合に
あつては、零。次号において同じ。）の範囲内で、新設合併消滅
会員証券取引所が新設合併契約の定めに従い定めた額（零以上の
額に限る。）

イ 新設合併簿価純財産額（新設合併対象財産（資産に限る。）
に付すべき価額から新設合併対象財産（負債に限る。）に付す
べき価額を減じて得た額（新設合併取得会員証券取引所から承
継するものに係るものに限る。）をいう。）

ロ 新設合併対価時価（新設合併対価の時価その他適切な方法に
より算定された新設合併対価の価額をいう。以下同じ。）（新
設合併設立会員証券取引所の持分に係るものであつて、新設合
併取得会員証券取引所以外の新設合併消滅会員証券取引所の会
員に交付するものに限る。次項において同じ。）

二 新設合併設立会員証券取引所の設立時の基本準備金の額（以下
「設立時基本準備金額」という。）（新設合併出資金額から設立

一 新設合併設立会員証券取引所の設立時の基本金の額（以下「設
立時基本金額」という。）（新設合併簿価会員資本額（新設合併
により新設合併設立会員証券取引所が承継する財産（資産に限る
。）に付すべき価額から新設型再編対象財産（負債に限る。）に
付すべき価額を減じて得た額（新設合併取得会員証券取引所から
承継するものに係るものに限る。）をいう。以下同じ。）（当該
額が零未満である場合にあつては、零）の範囲内で、新設合併消
滅会員証券取引所が新設合併契約の定めに従い定めた額（零以上
の額に限る。）

（新設）

二 新設合併設立会員証券取引所の設立時の基本準備金の額（以下
「設立時資本準備金額」という。）（イ及びロに掲げる額の合計

時基本金額を減じて得た額（零以上の額に限る。）

（削る）

（削る）

（削る）

2| 前項ただし書に規定する場合には、新設合併設立会員証券取引所の次の各号に掲げる額は、当該各号に定める額とする。

一 設立時基本金額 次に掲げる額の合計額

イ 新設合併取得会員証券取引所の新設合併の直前の基本金額
ロ 新設合併対価時価の範囲内で、新設合併消滅会員証券取引所が新設合併契約の定めに従い定めた額（零以上の額に限る。）

二 設立時基本準備金額 次に掲げる額の合計額

イ 新設合併取得会員証券取引所の新設合併の直前の基本準備金額
ロ 新設合併対価時価から前号ロに掲げる額を減じて得た額（零以上の額に限る。）

（基本金額等も引き継ぐ場合等における純財産）

第二十七条の七 新設合併設立会員証券取引所の基本金額及び基本準備金につき全部の新設合併消滅会員証券取引所における新設合併の直前の基本金額及び基本準備金を引き継ぐものとして計算することが適

額から八に掲げる額を減じて得た額の範囲内で、新設合併消滅会社が新設合併契約の定めに従い定めた額（零以上の額に限る。）

イ 新設合併簿価会員資本額（当該新設合併取得会員証券取引所部分新設合併簿価会員資本額が零未満である場合にあつては、零）

ロ 新設合併対価時価

ハ 設立時資本金額

2| 前項に規定する場合において、新設合併に係る費用があるときは、当該費用のうち新設合併対価として考慮すべきものをも新設合併対価として考慮するものとする。

（資本金等も引き継ぐ場合における純財産）

第二十七条の七 新設合併対象財産（新設合併により新設合併設立会員証券取引所が承継する財産をいう。次条において同じ。）に全部の新設合併消滅会員証券取引所における新設合併の直前の帳簿価額

切である場合には、新設合併設立会員証券取引所の次の各号に掲げる額は、当該各号に定める額とする。

一 設立時基本金額 新設合併の直前の各新設合併消滅会員証券取引所の基本金額の合計額（新設合併消滅会員証券取引所のうちに非対価交付消滅会員証券取引所（新設合併消滅会員証券取引所の会員に交付する新設合併対価が存しない場合における当該新設合併消滅会員証券取引所をいう。以下この項及び次条第一号口において同じ。）がある場合にあつては、新設合併の直前の各新設合併消滅会員証券取引所（非対価交付消滅会員証券取引所を除く。）の基本金額の合計額）

二 設立時基本準備金額 新設合併の直前の各新設合併消滅会員証券取引所の基本準備金額の合計額（新設合併消滅会員証券取引所のうちに非対価交付消滅会員証券取引所がある場合にあつては、新設合併の直前の各新設合併消滅会員証券取引所（非対価交付消滅会員証券取引所を除く。）の基本準備金額の合計額）

2 | 前項に規定する「新設合併設立会員証券取引所の基本金額及び基本準備金につき全部の新設合併消滅会員証券取引所における新設合併の直前の基本金額及び基本準備金を引き継ぐものとして計算することが適切である場合」とは、次のいずれにも該当する場合をいう。

一 新設合併対象財産の全部につき新設合併消滅会員証券取引所に

を付すべき場合において、新設合併設立会員証券取引所の基本金額及び基本準備金についても全部の新設合併消滅会員証券取引所における新設合併の直前の基本金額及び基本準備金を引き継ぐべきときは、新設合併設立会員証券取引所の次の各号に掲げる額は、当該各号に定める額とする。

一 設立時基本金額 新設合併の直前の各新設合併消滅会員証券取引所基本金額の合計額

二 設立時基本準備金額 新設合併の直前の各新設合併消滅会員証券取引所の基本準備金額の合計額

（新設）

おける新設合併の直前の帳簿価額を付すべき場合であること。

二 新設合併消滅会員証券取引所の会員に交付する新設合併対価の全部が新設合併設立会員証券取引所の持分である場合であること。

三 次に掲げるいずれかの場合であること。

イ 前項の規定に従つて計算すべき場合

ロ イに掲げる場合のほか、前条の規定を適用することにより純財産を計算することができない場合又は計算することが適切でない場合において、新設合併消滅会員証券取引所がこの条の規定を適用するものと定めるとき。

(その他の場合における純財産)

第二十七条の八 第二十七条の六の規定を適用することにより純財産を計算することができない場合又は計算することが適切でない場合には、新設合併設立会員証券取引所の次の各号に掲げる額は、各新設合併消滅会員証券取引所についての当該各号に定める額の合計額とする。ただし、前条の規定を適用する場合は、この限りでない。

一 設立時基本金額 次に掲げる額の合計額

イ 承継消滅会員証券取引所（新設合併消滅会員証券取引所の会員が受ける新設合併対価の全部が新設合併設立会員証券取引所の持分である場合において、当該新設合併消滅会員証券取引所がこの号に規定する承継消滅会員証券取引所となることを定めるときにおける当該新設合併消滅会員証券取引所をいう。以下

(その他の場合における純財産)

第二十七条の八 前二条の規定を適用することにより純財産を計算することができない場合又は計算することが適切でない場合には、新設合併設立会員証券取引所の次の各号に掲げる額は当該各号に定める額とする。

一 設立時基本金額 非承継消滅会員証券取引所（新設合併消滅会

員証券取引所の会員に交付する新設型再編対価が存しない場合における当該新設合併消滅会員証券取引所以外の新設合併消滅会員証券取引所をいう。以下この条において同じ。）の新設合併対象純資産（新設合併対象財産（資産に限る。）から新設合併対象財産（負債に限る。）を減じて得た額をいう。以下同じ。）（当該新設合併簿価会員資本額が零未満である場合にあつては、零。以下

ロ及び次号イにおいて同じ。)の基本金の額

ロ 非承継消滅会員証券取引所(承継消滅会員証券取引所及び非対価交付消滅会員証券取引所以外の新設合併消滅会員証券取引所をいう。以下ロにおいて同じ。)の新設合併簿価純財産額(新設合併対象財産(資産に限る。)に付すべき価額から新設合併対象財産(負債に限る。)に付すべき価額を減じて得た額)非承継消滅会員証券取引所から承継するものに係るものに限る。(をいう。当該新設合併簿価純財産額が零未満である場合にあっては、零。次号ロにおいて同じ。)の範囲内で、新設合併消滅会員証券取引所が新設合併契約の定めに従い定めた額(零以上の額に限る。)

二 設立時基本準備金額 次に掲げる額の合計額

イ 承継消滅会員証券取引所の新設合併の直前の基本準備金の額
ロ 新設合併簿価純財産額から前号ロに掲げる額を減じて得た額(零以上の額に限る。)

下この条において同じ。)の範囲内で、新設合併消滅会員証券取引所が新設合併契約の定めに従い定めた額(零以上の額に限る。)

二 設立時資本準備金額 新設合併対象純資産から前号に掲げる額を減じて得た額の範囲内で新設合併消滅会員証券取引所が新設合併契約の定めに従い定めた額(零以上の額に限る。)

三 金融機関の合併及び転換の手続等に関する内閣府令（昭和四十三年大蔵省令第二十七号）

改正案	現行
<p>（消滅銀行の事前開示事項）</p> <p>第三条 法第二十一条第一項に規定する内閣府令で定める事項（吸収合併の場合に限る。）は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 吸収合併消滅銀行が新株予約権を発行しているときは、法第十条第一項第四号及び第五号に掲げる事項についての定め（相当性に関する事項）</p> <p>四〇七（略）</p> <p>2 法第二十一条第一項に規定する内閣府令で定める事項（新設合併の場合に限る。）は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 新設合併消滅銀行の全部又は一部が新株予約権を発行しているときは、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める定め（相当性に関する事項）</p> <p>イ 新設合併設立金融機関が銀行である場合 法第十三条第一項第八号及び第九号に掲げる事項についての定め</p>	<p>（消滅銀行の事前開示事項）</p> <p>第三条 法第二十一条第一項に規定する内閣府令で定める事項（吸収合併の場合に限る。）は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 吸収合併消滅銀行が新株予約権を発行しているときは、法第十条第一項第四号及び第五号に掲げる事項についての定め（当該事項についての定めとして、全部又は一部の新株予約権の新株予約権者に対して交付する金銭の額を零と定めた場合における当該定めを含む。）の相当性に関する事項</p> <p>四〇七（略）</p> <p>2 法第二十一条第一項に規定する内閣府令で定める事項（新設合併の場合に限る。）は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 新設合併消滅銀行の全部又は一部が新株予約権を発行しているときは、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める定め（相当性に関する事項）</p> <p>イ 新設合併設立金融機関が銀行である場合 法第十三条第一項第八号及び第九号に掲げる事項についての定め（当該事項についての定めとして、全部又は一部の新株予約権の新株予約権者</p>

□ 新設合併設立金融機関が信用金庫である場合 法第十五条第一項第七号及び第八号に掲げる事項についての定め

三丁七 (略)

(吸収合併存続協同組織金融機関の事前開示事項)

第十二条 法第四十条第一項に規定する内閣府令で定める事項(法第十一条第一項の吸収合併の場合に限る。)は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 法第十一条第一項第四号及び第五号に掲げる事項を定めたときは、当該事項についての定め(全部の新株予約権の新株予約権者に対して交付する金銭の額を零とする旨の定めを除く。)の相当性に関する事項

三丁七 (略)

2 (略)

(信用金庫となる転換をする普通銀行の事前開示事項)

第十六条 法第五十八条において準用する法第二十一条第一項に規定

に対して交付する新設合併設立銀行の新株予約権の数及び金銭の額を零と定めた場合における当該定めを含む。))

□ 新設合併設立金融機関が信用金庫である場合 法第十五条第一項第七号及び第八号に掲げる事項についての定め(当該事項についての定めとして、全部又は一部の新株予約権の新株予約権者に対して交付する金銭の額を零と定めた場合における当該定めを含む。)

三丁七 (略)

(吸収合併存続協同組織金融機関の事前開示事項)

第十二条 法第四十条第一項に規定する内閣府令で定める事項(法第十一条第一項の吸収合併の場合に限る。)は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 法第十一条第一項第四号及び第五号に掲げる事項を定めたときは、当該事項についての定め(全部の新株予約権の新株予約権者に対して交付する金銭の額を零とする旨の定めを除く。)の相当性に関する事項

三丁七 (略)

2 (略)

(信用金庫となる転換をする普通銀行の事前開示事項)

第十六条 法第五十八条において準用する法第二十一条第一項に規定

する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 転換をする普通銀行が新株予約権を発行しているときは、法第五十六条第一項第七号及び第八号に掲げる事項についての定め
の相当性に関する事項

三 五 (略)

する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 転換をする普通銀行が新株予約権を発行しているときは、法第五十六条第一項第七号及び第八号に掲げる事項についての定め
の相当性に関する事項として、全部又は一部の新株予約権の新
株予約権者に対して交付する金銭の額を零と定めた場合における
当該定めを含む。() の相当性に関する事項

三 五 (略)

四 信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）

改正案	現行
<p>（電磁的記録の備置きに関する特則）</p> <p>第十条 次に掲げる規定に規定する内閣府令で定めるものは、信用金庫又は信用金庫連合会（以下「金庫」と総称する。）の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて金庫の従たる事務所において使用される電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法とする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>（招集の決定事項）</p> <p>第四十二条 法第四十五条第一項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 法第四十五条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項（定款に口から二までに掲げる事項についての定めがある場合又はこれらの事項の決定を理事に委任する旨を決定した場合における当該事項を除く。）</p> <p>イ（略）</p>	<p>（電磁的記録の備置きに関する特則）</p> <p>第十条 次に掲げる規定に規定する内閣府令で定めるものは、信用金庫又は信用金庫連合会（以下「金庫」と総称する。）の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて金庫の主たる事務所又は従たる事務所において使用される電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法とする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>（招集の決定事項）</p> <p>第四十二条 法第四十五条第一項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 法第四十五条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項（定款に口から二までに掲げる事項についての定めがある場合又はこれらの事項の決定を理事に委任する旨を決定した場合における当該事項を除く。）</p> <p>イ（略）</p>

ロ 特定の時（総会の日時以前の時であつて、法第四十五条第一項の規定により通知を發した日から七日を経過した日以後の時に限る。）をもつて書面による議決権の行使の期限とする旨を定めるときは、その特定の時

ハ 特定の時（総会の日時以前の時であつて、法第四十五条第一項の規定により通知を發した日から七日を経過した日以後の時に限る。）をもつて電磁的方法による議決権の行使の期限とする旨を定めるときは、その特定の時

二〇八（略）

四〇六（略）

（剰余金の配当における控除額）

第七十八条 法第五十七条第一項第四号に規定する内閣府令で定める額は、次に掲げる額とする。

一 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては、成立の日。この条において同じ。）における貸借対照表の資産の部に繰延資産として計上した額が、法第五十七条第一項第二号及び第三号に規定する額の合計額を超えるときは、その超過額

二〇三（略）

ロ 特定の時（総会の日時以前の時であつて、法第四十五条第一項の規定により通知を發した時から七日を経過した時以後の時に限る。）をもつて書面による議決権の行使の期限とする旨を定めるときは、その特定の時

ハ 特定の時（総会の日時以前の時であつて、法第四十五条第一項の規定により通知を發した時から七日を経過した時以後の時に限る。）をもつて電磁的方法による議決権の行使の期限とする旨を定めるときは、その特定の時

二〇八（略）

四〇六（略）

（剰余金の配当における控除額）

第七十八条 法第五十七条第一項第四号に規定する内閣府令で定める額は、次に掲げる額とする。

一 最終事業年度の末日（当該事業年度の前事業年度がない場合にあつては、成立の日。この条において同じ。）における貸借対照表の資産の部に繰延資産として計上した額が、法第五十七条第一項第二号及び第三号に規定する額の合計額を超えるときは、その超過額

二〇三（略）

五 協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）

改正案	現行
<p>（電磁的記録の備置きに関する特則）</p> <p>第十八条 法第五条の七第十項に規定する内閣府令で定めるものは、信用協同組合等の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて信用協同組合等の従たる事務所において使用される電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法とする。</p> <p>（剰余金の配当における控除額）</p> <p>第四十条 法第五条の十二第四号に規定する内閣府令で定める額は、次に掲げる額とする。</p> <p>一 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては、成立の日。以下この条において同じ。）における貸借対照表の資産の部に繰延資産として計上した額が、法第五条の十二第二号及び第三号に規定する額の合計額を超えるときは、その超過額</p> <p>二・三（略）</p>	<p>（電磁的記録の備置きに関する特則）</p> <p>第十八条 法第五条の七第十項に規定する内閣府令で定めるものは、信用協同組合等の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて信用協同組合等の主たる事務所又は従たる事務所において使用される電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法とする。</p> <p>（剰余金の配当における控除額）</p> <p>第四十条 法第五条の十二第四号に規定する内閣府令で定める額は、次に掲げる額とする。</p> <p>一 最終事業年度の末日（当該事業年度の前事業年度がない場合にあっては、成立の日。以下この条において同じ。）における貸借対照表の資産の部に繰延資産として計上した額が、法第五条の十二第二号及び第三号に規定する額の合計額を超えるときは、その超過額</p> <p>二・三（略）</p>

六 信用協同組合及び信用協同組合連合会の優先出資に関する内閣府令（平成六年大蔵省令第十五号）

改正案	現行
<p>（優先出資者に対する剰余金の配当における控除額）</p> <p>第十一条 法第十九条第一項第四号に規定する主務省令で定める額は、次に掲げる額とする。</p> <p>一 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては、成立の日。第三号において同じ。）における貸借対照表の資産の部に繰延資産として計上した額が、法第十九条第一項第二号及び第三号に規定する額の合計額を超えるときは、その超過額</p> <p>二・三（略）</p> <p>（電磁的記録の備置きに関する特則）</p> <p>第三十条 法第三十九条第三項に規定する主務省令で定めるものは、組合の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて組合の従たる事務所において使用される電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法とする。</p>	<p>（優先出資者に対する剰余金の配当における控除額）</p> <p>第十一条 法第十九条第一項第四号に規定する主務省令で定める額は、次に掲げる額とする。</p> <p>一 最終事業年度の末日（当該事業年度の前事業年度がない場合にあつては成立の日。第三号において同じ。）における貸借対照表の資産の部に繰延資産として計上した額が、法第十九条第一項第二号及び第三号に規定する額の合計額を超えるときは、その超過額</p> <p>二・三（略）</p> <p>（電磁的記録の備置きに関する特則）</p> <p>第三十条 法第三十九条第三項に規定する主務省令で定めるものは、組合の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて組合の主たる事務所又は従たる事務所において使用される電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法とする。</p>

七 信用金庫及び信用金庫連合会の優先出資に関する内閣府令（平成六年大蔵省令第十六号）

改正案	現行
<p>（優先出資者に対する剰余金の配当における控除額）</p> <p>第十一条 法第十九条第一項第四号に規定する主務省令で定める額は、次に掲げる額とする。</p> <p>一 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては、成立の日。第三号において同じ。）における貸借対照表の資産の部に繰延資産として計上した額が、法第十九条第一項第二号及び第三号に規定する額の合計額を超えるときは、その超過額</p> <p>二・三（略）</p> <p>（電磁的記録の備置きに関する特則）</p> <p>第三十一条 法第三十九条第三項に規定する主務省令で定めるものは、金庫の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて金庫の従たる事務所において使用される電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法とする。</p>	<p>（優先出資者に対する剰余金の配当における控除額）</p> <p>第十一条 法第十九条第一項第四号に規定する主務省令で定める額は、次に掲げる額とする。</p> <p>一 最終事業年度の末日（当該事業年度の前事業年度がない場合にあつては成立の日。第三号において同じ。）における貸借対照表に繰延資産として計上した額が、法第十九条第一項第二号及び第三号に規定する額の合計額を超えるときは、その超過額</p> <p>二・三（略）</p> <p>（電磁的記録の備置きに関する特則）</p> <p>第三十一条 法第三十九条第三項に規定する主務省令で定めるものは、金庫の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて金庫の主たる事務所又は従たる事務所において使用される電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法とする。</p>

改正案	現行
<p>（電磁的記録の備置きに関する特則）</p> <p>第十四条の九 次に掲げる規定に規定する内閣府令で定めるものは、相互会社の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて相互会社の従たる事務所において使用される電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法とする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>（最終事業年度の末日後に生ずる控除額）</p> <p>第十九条の三 法第十七条の六第三項の規定により読み替えて適用する会社法第四百四十六条第七号（剰余金の額）に規定する内閣府令で定める各勘定科目に計上した額の合計額は、第一号から第三号までに掲げる額の合計額から第四号及び第五号に掲げる額の合計額を減じて得た額とする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 最終事業年度の末日後に計算規則第四十四条の規定又は第四十条の四の二の規定により増加したその他資本剰余金の額</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、最終事業年度のない保険業を営む株式</p>	<p>（電磁的記録の備置きに関する特則）</p> <p>第十四条の九 次に掲げる規定に規定する内閣府令で定めるものは、相互会社の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて相互会社の主たる事務所又は従たる事務所において使用される電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法とする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>（最終事業年度の末日後に生ずる控除額）</p> <p>第十九条の三 法第十七条の六第三項の規定により読み替えて適用する会社法第四百四十六条第七号（剰余金の額）に規定する内閣府令で定める各勘定科目に計上した額の合計額は、第一号から第三号までに掲げる額の合計額から第四号に掲げる額を減じて得た額とする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>（新設）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、最終事業年度のない保険業を営む株式</p>

会社における法第十七条の六第三項の規定により読み替えて適用する会社法第四百四十六條第七号に規定する内閣府令で定める各勘定科目に計上した額の合計額は、第一号から第四号までに掲げる額の合計額から第五号から第十一号までに掲げる額の合計額を減じて得た額とする。

一〇十 (略)

十一 成立の日後に計算規則第四十四条の規定により増加したその他資本剰余金の額又は効力発生日(法第八十六条第四項第十二号に規定する効力発生日をいう。)後に第四十五条の四の二の規定により増加したその他資本剰余金の額

3 (略)

(その他減ずるべき額)

第十九条の四 法第十七条の六第四項の規定により読み替えて適用する会社法第四百六十一条第二項第六号(配当等の制限)に規定する内閣府令で定める各勘定科目に計上した額の合計額は、第一号から第七号までに掲げる額の合計額から第八号及び第九号に掲げる額の合計額を減じて得た額とする。

一 最終事業年度(会社法第四百六十一条第二項第二号に規定する場合)にあつては、同法第四百四十一条第一項第二号(臨時計算書類)の期間(当該期間が二以上ある場合)にあつては、その末日が最も遅いもの)。以下この号から第三号まで、第七号イ及び第八号において同じ。)の末日(最終事業年度がない場合)同法第四

会社における法第十七条の六第三項の規定により読み替えて適用する会社法第四百四十六條第七号に規定する内閣府令で定める各勘定科目に計上した額の合計額は、第一号から第四号までに掲げる額の合計額から第五号から第十号までに掲げる額の合計額を減じて得た額とする。

一〇十 (略)

(新設)

3 (略)

(その他減ずるべき額)

第十九条の四 法第十七条の六第四項の規定により読み替えて適用する会社法第四百六十一条第二項第六号(配当等の制限)に規定する内閣府令で定める各勘定科目に計上した額の合計額は、第一号から第七号までに掲げる額の合計額から第八号及び第九号に掲げる額の合計額を減じて得た額とする。

一 最終事業年度(会社法第四百六十一条第二項第二号に規定する場合)にあつては、同法第四百四十一条第一項第二号(臨時計算書類)の期間(当該期間が二以上ある場合)にあつては、その末日が最も遅いもの)。以下この号から第三号まで、第七号イ及び第八号において同じ。)の末日(当該事業年度の前事業年度がない場

百六十一条第二項第二号に規定する場合を除く。) にあつては、成立の日。以下この号から第三号まで、第七号イ及び第八号において同じ。) におけるのれん等調整額(資産の部に計上したのれんの額を二で除して得た額及び繰延資産として計上した額の合計額をいう。以下この号及び第四号において同じ。) が次のイから八までに掲げる場合に該当する場合における当該イから八までに定める額

イハ (略)

二丁四 (略)

五 最終事業年度の末日(最終事業年度がない場合にあつては、成立の日。次号及び第九号において同じ。) 後に二以上の臨時計算書類(会社法第四百四十一条第一項に規定する臨時計算書類をいう。以下この条において同じ。) を作成した場合における最終の臨時計算書類以外の臨時計算書類に係る会社法第四百六十一条第二項第二号に掲げる額(同号ロに掲げる額のうち、吸収型再編受入行為及び特定募集(次の要件のいずれにも該当する場合における口の募集をいう。以下この条において同じ。) に際して処分する自己株式に係るものを除く。) から同項第五号に掲げる額を減じて得た額

イハ (略)

六 (略)

七 次に掲げる額の合計額

イ (略)

合(同法第四百六十一条第二項第二号に規定する場合を除く。) にあつては、成立の日。以下この号から第三号まで、第七号イ及び第八号において同じ。) におけるのれん等調整額(資産の部に計上したのれんの額を二で除して得た額及び繰延資産として計上した額の合計額をいう。以下この号及び第四号において同じ。) が次のイから八までに掲げる場合に該当する場合における当該イから八までに定める額

イハ (略)

二丁四 (略)

五 最終事業年度の末日(当該事業年度の前事業年度がない場合にあつては、成立の日。次号及び第九号において同じ。) 後に二以上の臨時計算書類(会社法第四百四十一条第一項に規定する臨時計算書類をいう。以下この条において同じ。) を作成した場合における最終の臨時計算書類以外の臨時計算書類に係る会社法第四百六十一条第二項第二号に掲げる額(同号ロに掲げる額のうち、吸収型再編受入行為及び特定募集(次の要件のいずれにも該当する場合における口の募集をいう。以下この条において同じ。) に際して処分する自己株式に係るものを除く。) から同項第五号に掲げる額を減じて得た額

イハ (略)

六 (略)

七 次に掲げる額の合計額

イ (略)

ロ 最終事業年度がない保険業を営む株式会社が成立の日後に自己株式を処分した場合における当該自己株式の対価の額

八 最終事業年度の末日後に保険業を営む株式会社が当該保険業を営む株式会社の株式を取得した場合（会社法第百五十五条第十二号に掲げる場合以外の場合において、当該株式の取得と引換えに当該株式の株主に対して当該保険業を営む株式会社の株式を交付するときに限る。）における当該取得した株式の帳簿価額から次に掲げる額の合計額を減じて得た額

イ・ロ（略）

九 最終事業年度の末日後に保険業を営む株式会社が吸収型再編受入行為又は特定募集に際して処分する自己株式に係る会社法第四百六十一条第二項第四号（最終事業年度がない場合にあつては、第七号）に掲げる額

（招集の決定事項）

第二十條の六 法第三十條の八第六項において読み替えて準用する会社法第六十七條第一項第五号（創立總會の招集の決定）に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第三十條の八第六項において準用する会社法第六十七條第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めるときは、次に掲げる事項

ロ 当該事業年度の前事業年度がない保険業を営む株式会社が成立の日後に自己株式を処分した場合における当該自己株式の対価の額及び計算規則第四十四条の規定により増加したその他資本剰余金の額の合計額

八 最終事業年度の末日後に保険業を営む株式会社が当該保険業を営む株式会社の株式を取得した場合（当該株式の取得と引換えに当該株式の株主に対して当該保険業を営む株式会社の株式を交付するときに限る。）における当該取得した株式の帳簿価額から次に掲げる額の合計額を減じて得た額

イ・ロ（略）

九 最終事業年度の末日後に保険業を営む株式会社が吸収型再編受入行為又は特定募集に際して処分する自己株式に係る会社法第四百六十一条第二項第四号（当該事業年度の前事業年度がない場合にあつては、第七号）に掲げる額

（招集の決定事項）

第二十條の六 法第三十條の八第六項において読み替えて準用する会社法第六十七條第一項第五号（創立總會の招集の決定）に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第三十條の八第六項において準用する会社法第六十七條第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めるときは、次に掲げる事項

イ (略)

ロ 法第三十条の八第六項において準用する会社法第六十七条第一項第三号に掲げる事項を定めたときは、書面による議決権の行使の期限(創立総会の日時以前の時であつて、法第三十条の八第六項において準用する会社法第六十八条第一項(創立総会の招集の通知)の規定による通知を發した日から二週間を経過した日以後の時に限る。)

ハ 法第三十条の八第六項において準用する会社法第六十七条第一項第四号に掲げる事項を定めたときは、電磁的方法による議決権の行使の期限(創立総会の日時以前の時であつて、法第三十条の八第六項において準用する会社法第六十八条第一項の規定による通知を發した日から二週間を経過した日以後の時に限る。)

ニ・ホ (略)

二・三 (略)

(招集の決定事項)

第二十條の十九 法第四十一条第一項において読み替えて準用する会社法第二百九十八条第一項第五号(株主総会の招集の決定)に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 法第四十一条第一項において準用する会社法第二百九十八条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる

イ (略)

ロ 法第三十条の八第六項において準用する会社法第六十七条第一項第三号に掲げる事項を定めたときは、書面による議決権の行使の期限(創立総会の日時以前の時であつて、法第三十条の八第六項において準用する会社法第六十八条第一項(創立総会の招集の通知)の規定による通知を發した時から二週間を経過した時以後の時に限る。)

ハ 法第三十条の八第六項において準用する会社法第六十七条第一項第四号に掲げる事項を定めたときは、電磁的方法による議決権の行使の期限(創立総会の日時以前の時であつて、法第三十条の八第六項において準用する会社法第六十八条第一項の規定による通知を發した時から二週間を経過した時以後の時に限る。)

ニ・ホ (略)

二・三 (略)

(招集の決定事項)

第二十條の十九 法第四十一条第一項において読み替えて準用する会社法第二百九十八条第一項第五号(株主総会の招集の決定)に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 法第四十一条第一項において準用する会社法第二百九十八条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる

事項（定款に口から二まで及びへに掲げる事項についての定めがある場合又はこれらの事項の決定を取締役に委任する旨を決定した場合における当該事項を除く。）

イ（略）

ロ 特定の時（社員総会の日時以前の時であつて、法第四十一条第一項において準用する会社法第二百九十九条第一項（株主総会の招集の通知）の規定により通知を發した日から二週間を経過した日以後の時に限る。）をもつて書面による議決権の行使の期限とする旨を定めるときは、その特定の時

ハ 特定の時（社員総会の日時以前の時であつて、法第四十一条第一項において準用する会社法第二百九十九条第一項の規定により通知を發した日から二週間を経過した日以後の時に限る。）をもつて電磁的方法による議決権の行使の期限とする旨を定めるときは、その特定の時

二～八（略）

四～六（略）

（招集の決定事項）

第二十三条 法第四十九条第一項において読み替えて準用する会社法第二百九十八条第一項第五号（株主総会の招集の決定）に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二（略）

三 法第四十九条第一項において準用する会社法第二百九十八条第

事項（定款に口から二まで及びへに掲げる事項についての定めがある場合又はこれらの事項の決定を取締役に委任する旨を決定した場合における当該事項を除く。）

イ（略）

ロ 特定の時（社員総会の日時以前の時であつて、法第四十一条第一項において準用する会社法第二百九十九条第一項（株主総会の招集の通知）の規定により通知を發した時から二週間を経過した時以後の時に限る。）をもつて書面による議決権の行使の期限とする旨を定めるときは、その特定の時

ハ 特定の時（社員総会の日時以前の時であつて、法第四十一条第一項において準用する会社法第二百九十九条第一項の規定により通知を發した時から二週間を経過した時以後の時に限る。）をもつて電磁的方法による議決権の行使の期限とする旨を定めるときは、その特定の時

二～八（略）

四～六（略）

（招集の決定事項）

第二十三条 法第四十九条第一項において読み替えて準用する会社法第二百九十八条第一項第五号（株主総会の招集の決定）に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二（略）

三 法第四十九条第一項において準用する会社法第二百九十八条第

一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めるときは、次に掲げる事項（定款に口から二まで及びへに掲げる事項についての定めがある場合又はこれらの事項の決定を取締役に委任する旨を決定した場合における当該事項を除く。）

イ（略）

ロ 特定の時（総代会の日時以前の時であつて、法第四十九条第一項において準用する会社法第二百九十九条第一項（株主総会の招集の通知）の規定により通知を發した日から二週間を経過した日以後の時に限る。）をもつて書面による議決権の行使の期限とする旨を定めるときは、その特定の時

ハ 特定の時（総代会の日時以前の時であつて、法第四十九条第一項において準用する会社法第二百九十九条第一項の規定により通知を發した日から二週間を経過した日以後の時に限る。）をもつて電磁的方法による議決権の行使の期限とする旨を定めるときは、その特定の時

二～ハ（略）

四～六（略）

（吸収合併において時価で評価する場合におけるのれんの計上）

第二十四条の八（略）

2 前項の規定により計上するのれんの額を算定する場合において、次の各号に掲げるときは、当該各号に定めるものをも吸収合併対価として考慮するものとする。

一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めるときは、次に掲げる事項（定款に口から二まで及びへに掲げる事項についての定めがある場合又はこれらの事項の決定を取締役に委任する旨を決定した場合における当該事項を除く。）

イ（略）

ロ 特定の時（総代会の日時以前の時であつて、法第四十九条第一項において準用する会社法第二百九十九条第一項（株主総会の招集の通知）の規定により通知を發した時から二週間を経過した時以後の時に限る。）をもつて書面による議決権の行使の期限とする旨を定めるときは、その特定の時

ハ 特定の時（総代会の日時以前の時であつて、法第四十九条第一項において準用する会社法第二百九十九条第一項の規定により通知を發した時から二週間を経過した時以後の時に限る。）をもつて電磁的方法による議決権の行使の期限とする旨を定めるときは、その特定の時

二～ハ（略）

四～六（略）

（吸収合併において時価で評価する場合におけるのれんの計上）

第二十四条の八（略）

2 前項に規定する場合において、次の各号に掲げるときは、当該各号に定めるものをも吸収合併対価として考慮するものとする。

一〇三 (略)

(事業の譲受け等におけるのれんの計上又はその禁止)

第二十四条の十 事業の譲受け(移転先会社(法第百三十五条第一項に規定する移転先会社をいう。))となることを含む。以下この条において同じ。)により取得する財産の全部の取得原価をその対価の時価その他当該財産の時価を適切に算定する方法をもって測定することとすべき場合には、事業の譲受けをする相互会社は、事業の譲受けに際して、資産又は負債としてのれんを計上することができる。

2 | 前項の規定により計上するのれんの額を算定する場合において、事業の譲受けに係る費用があるときは、当該費用のうち同項の対価として考慮すべきものをも当該対価として考慮するものとする。

3 | 事業の譲受けにより取得する財産に当該事業の譲受けの相手方における当該事業の譲受けの直前の帳簿価額を付すべき場合には、事業の譲受けをする相互会社は、当該事業の譲受けに際して、のれんを計上することができない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 事業の譲受けにより取得する財産にのれんが含まれる場合において、当該のれんを資産又は負債として計上するとき。
- 二 前号に掲げる場合のほか、のれんを計上しなければならない正当な理由がある場合において、適正なのれんを計上するとき。

一〇三 (略)

(事業の譲受け等におけるのれんの計上又はその禁止)

第二十四条の十 事業の譲受け(移転先会社(法第百三十五条第一項に規定する移転先会社をいう。))となることを含む。以下この条において同じ。)により取得する財産の全部の取得原価をその対価の時価その他当該財産の時価を適切に算定する方法をもって測定することとすべき場合には、事業の譲受けをする相互会社は、事業の譲受けに際して、資産又は負債としてのれんを計上することができる。

(新設)

2 | 事業の譲受けにより取得する財産に当該事業の譲受けの相手方における当該事業の譲受けの直前の帳簿価額を付すべき場合には、事業の譲受けをする相互会社は、当該事業の譲受けに際して、のれんを計上することができない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 事業の譲受けにより取得する財産にのれんが含まれる場合において、当該のれんを資産又は負債として計上するとき。
- 二 前号に掲げる場合のほか、のれんを計上しなければならない正当な理由がある場合において、適正なのれんを計上するとき。

(社債権者集会の招集の決定事項)

第三十一条の十一 法第六十一条の八第二項において読み替えて準用する会社法第七百十九条第四号(社債権者集会の招集の決定)に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 書面による議決権の行使の期限(社債権者集会の日時以前の時であつて、法第六十一条の八第二項において準用する会社法第七百二十条第一項(社債権者集会の招集の通知)の規定による通知を発した日)から二週間を経過した日以後の時に限る。

三・四 (略)

五 法第六十一条の八第二項において準用する会社法第七百十九条第三号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項

イ 電磁的方法による議決権の行使の期限(社債権者集会の日時以前の時であつて、法第六十一条の八第二項において準用する会社法第七百二十条第一項の規定による通知を発した日から二週間を経過した日以後の時に限る。)

ロ (略)

(株式会社から相互会社への組織変更に係る組織変更計画)

第三十六条 法第六十九条第四項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(削る)

(社債権者集会の招集の決定事項)

第三十一条の十一 法第六十一条の八第二項において読み替えて準用する会社法第七百十九条第四号(社債権者集会の招集の決定)に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 書面による議決権の行使の期限(社債権者集会の日時以前の時であつて、法第六十一条の八第二項において準用する会社法第七百二十条第一項(社債権者集会の招集の通知)の規定による通知を発した時から二週間を経過した時以後の時に限る。)

三・四 (略)

五 法第六十一条の八第二項において準用する会社法第七百十九条第三号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項

イ 電磁的方法による議決権の行使の期限(社債権者集会の日時以前の時であつて、法第六十一条の八第二項において準用する会社法第七百二十条第一項の規定による通知を発した時から二週間を経過した時以後の時に限る。)

ロ (略)

(株式会社から相互会社への組織変更に係る組織変更計画)

第三十六条 法第六十九条第四項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 組織変更後相互会社(法第六十九条第四項第一号に規定する組織変更後相互会社をいう。以下同じ。)の目的、名称及び主たる

(削る)

(削る)

(削る)

- 一 組織変更後相互会社（法第六十九条第四項第一号に規定する組織変更後相互会社をいう。以下同じ。）が組織変更の際して組織変更をする株式会社株主に対してその株式に代わる金銭を交付するときは、当該金銭の額又はその算定方法
- 二 前号に規定する場合には、組織変更をする株式会社の株主（組織変更をする株式会社を除く。）に対する同号の金銭の割当てに関する事項
- 三 組織変更をする株式会社が新株予約権を発行しているときは、組織変更後相互会社が組織変更の際して当該新株予約権の新株予約権者に対して交付する当該新株予約権に代わる金銭の額又はその算定方法

事務所の所在地

二 前号に掲げるもののほか、組織変更後相互会社の定款で定める事項

三 組織変更後相互会社の取締役の氏名

四 次のイから八までに掲げる場合の区分に応じ、当該イから八までに定める事項

イ 組織変更後相互会社が会計参与設置会社である場合 組織変更

更後相互会社の会計参与の氏名又は名称

ロ 組織変更後相互会社が監査役設置会社である場合 組織変更

後相互会社の監査役の氏名

ハ 組織変更後相互会社が会計監査人設置会社である場合 組織

変更後相互会社の会計監査人の氏名又は名称

五 組織変更後相互会社が組織変更の際して組織変更をする株式会社の株主に対してその株式に代わる金銭を交付するときは、当該金銭の額又はその算定方法

六 前号に規定する場合には、組織変更をする株式会社の株主（組織変更をする株式会社を除く。）に対する同号の金銭の割当てに関する事項

七 組織変更をする株式会社が新株予約権を発行しているときは、組織変更後相互会社が組織変更の際して当該新株予約権の新株予約権者に対して交付する当該新株予約権に代わる金銭の額又はその算定方法

- 四 前号に規定する場合には、組織変更をする株式会社の新株予約権の新株予約権者に対する同号の金銭の割当てに関する事項
- 五 組織変更後相互会社の任意積立金の額

(組織変更をする株式会社の事前開示事項)

第三十六条の二 法第六十九条の二第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 (略)
- 二 前条第一号及び第二号に掲げる事項についての定め(当該定めがない場合にあつては、当該定めがないこと)の相当性に関する事項
- 三 (略)
- 四 組織変更をする株式会社が新株予約権を発行しているときは、前条第三号及び第四号に掲げる事項についての定め(当該事項に関する事項)

五 八 (略)

(招集の決定事項)

第三十八条 法第七十四条第三項において読み替えて準用する会社法第六十七条第一項第五号(創立総会の招集の決定)に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 八 前号に規定する場合には、組織変更をする株式会社の新株予約権の新株予約権者に対する同号の金銭の割当てに関する事項
- 九 組織変更後相互会社の任意積立金の額

(組織変更をする株式会社の事前開示事項)

第三十六条の二 法第六十九条の二第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 (略)
- 二 前条第五号及び第六号に掲げる事項についての定め(当該定めがない場合にあつては、当該定めがないこと)の相当性に関する事項
- 三 (略)
- 四 組織変更をする株式会社が新株予約権を発行しているときは、前条第七号及び第八号に掲げる事項についての定め(当該事項についての定めとして、全部又は一部の新株予約権の新株予約権者に対して交付する金銭の額を零と定めた場合における当該定めを含む。)の相当性に関する事項

五 八 (略)

(招集の決定事項)

第三十八条 法第七十四条第三項において読み替えて準用する会社法第六十七条第一項第五号(創立総会の招集の決定)に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 法第七十四条第三項において準用する会社法第六十七条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項(法第六十九条第一項の株主総会において口から二までに掲げる事項についての決議がある場合における当該事項を除く。)

イ (略)

ロ 特定の時(保険契約者総会の日時以前の時であつて、法第七十四条第三項において準用する会社法第六十八条第一項(創立総会の招集の通知)の規定により通知を發した日から二週間を経過した日以後の時に限る。)をもつて書面による議決権の行使の期限とする旨を定めるときは、その特定の時

ハ 特定の時(保険契約者総会の日時以前の時であつて、法第七十四条第三項において準用する会社法第六十八条第一項の規定により通知を發した日から二週間を経過した日以後の時に限る。)をもつて電磁的方法による議決権の行使の期限とする旨を定めるときは、その特定の時

ニ(略)

三(略)

(招集の決定事項)

第四十条の二 法第七十七条第六項において読み替えて準用する法第七十四条第三項において準用する会社法第六十七条第一項第五号(創立総会の招集の決定)に規定する内閣府令で定める事項は、次に

一 (略)

二 法第七十四条第三項において準用する会社法第六十七条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項(法第六十九条第一項の株主総会において口から二までに掲げる事項についての決議がある場合における当該事項を除く。)

イ (略)

ロ 特定の時(保険契約者総会の日時以前の時であつて、法第七十四条第三項において準用する会社法第六十八条第一項(創立総会の招集の通知)の規定により通知を發した時から二週間を経過した時以後の時に限る。)をもつて書面による議決権の行使の期限とする旨を定めるときは、その特定の時

ハ 特定の時(保険契約者総会の日時以前の時であつて、法第七十四条第三項において準用する会社法第六十八条第一項の規定により通知を發した時から二週間を経過した時以後の時に限る。)をもつて電磁的方法による議決権の行使の期限とする旨を定めるときは、その特定の時

ニ(略)

三(略)

(招集の決定事項)

第四十条の二 法第七十七条第六項において読み替えて準用する法第七十四条第三項において準用する会社法第六十七条第一項第五号(創立総会の招集の決定)に規定する内閣府令で定める事項は、次に

掲げる事項とする。

一 (略)

二 法第七十七条第六項において準用する法第七十四条第三項において準用する会社法第六十七条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項(法第七十七条第一項の株主総会において口から二までに掲げる事項についての決議がある場合における当該事項を除く。)

イ (略)

ロ 特定の時(保険契約者総代会の日時以前の時であつて、法第七十七条第六項において準用する法第七十四条第三項において準用する会社法第六十八条第一項(創立総会の招集の通知)の規定により通知を発した日から二週間を経過した日以後の時に限る。)をもつて書面による議決権の行使の期限とする旨を定めるときは、その特定の時

ハ 特定の時(保険契約者総代会の日時以前の時であつて、法第七十七条第六項において準用する法第七十四条第三項において準用する会社法第六十八条第一項の規定により通知を発した日から二週間を経過した日以後の時に限る。)をもつて電磁的方法による議決権の行使の期限とする旨を定めるときは、その特定の時

二へ (略)

三へ (略)

掲げる事項とする。

一 (略)

二 法第七十七条第六項において準用する法第七十四条第三項において準用する会社法第六十七条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項(法第七十七条第一項の株主総会において口から二までに掲げる事項についての決議がある場合における当該事項を除く。)

イ (略)

ロ 特定の時(保険契約者総代会の日時以前の時であつて、法第七十七条第六項において準用する法第七十四条第三項において準用する会社法第六十八条第一項(創立総会の招集の通知)の規定により通知を発した時から二週間を経過した時以後の時に限る。)をもつて書面による議決権の行使の期限とする旨を定めるときは、その特定の時

ハ 特定の時(保険契約者総代会の日時以前の時であつて、法第七十七条第六項において準用する法第七十四条第三項において準用する会社法第六十八条第一項の規定により通知を発した時から二週間を経過した時以後の時に限る。)をもつて電磁的方法による議決権の行使の期限とする旨を定めるときは、その特定の時

二へ (略)

三へ (略)

(組織変更時発行株式の交付に伴う義務が履行された場合)

第四十五条の四の二 法第九十六条の四において読み替えて準用する会社法第二百十二条第一項第二号(不公正な払込金額で株式を引き受けた者等の責任)に掲げる場合において、同項の規定により同号に定める額の全部又は一部を支払う義務が履行されたときは、組織変更後株式会社その他資本剰余金の額は、当該義務の履行により組織変更後株式会社に対して支払われた額が増加するものとする。

(消滅株式会社の事前開示事項)

第一百一条の二 法第六十五条の二第一項に規定する内閣府令で定める事項は、消滅株式会社(同項に規定する消滅株式会社をいう。以下この節において同じ。)が吸収合併消滅株式会社である場合には、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 吸収合併消滅株式会社が新株予約権を発行しているときは、第九十九条の三の二第三号及び第四号に掲げる事項についての定め
の相当性に関する事項

三 八 (略)

2 法第六十五条の二第一項に規定する内閣府令で定める事項は、消滅株式会社が新設合併消滅株式会社である場合は、次に掲げる事項とする。

(新設)

(消滅株式会社の事前開示事項)

第一百一条の二 法第六十五条の二第一項に規定する内閣府令で定める事項は、消滅株式会社(同項に規定する消滅株式会社をいう。以下この節において同じ。)が吸収合併消滅株式会社である場合には、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 吸収合併消滅株式会社が新株予約権を発行しているときは、第九十九条の三の二第三号及び第四号に掲げる事項についての定め
(当該事項についての定めとして、全部又は一部の新株予約権の新株予約権者に対して交付する金銭の額を零と定めた場合における当該定めを含む。)の相当性に関する事項

三 八 (略)

2 法第六十五条の二第一項に規定する内閣府令で定める事項は、消滅株式会社が新設合併消滅株式会社である場合は、次に掲げる事項とする。

一 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ 新設合併設立会社（法第百六十五条の四第一項に規定する新設合併設立会社をいう。以下この節において同じ。）が相互会社である場合 次に掲げる事項

(1) (略)

(2) 新設合併消滅株式会社の全部又は一部が新株予約権を発行しているときは、第九十九条の三の三第三号及び第四号に掲げる事項についての定め^{（一）}の相当性に関する事項

(3)・(4) (略)

ロ 新設合併設立会社が株式会社である場合 次に掲げる事項

(1) (略)

(2) 新設合併消滅株式会社の全部又は一部が新株予約権を発行しているときは、法第百六十五条第一項第十二号及び第十三号に掲げる事項についての定め^{（二）}の相当性に関する事項

(3) (略)

二 六 (略)

一 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ 新設合併設立会社（法第百六十五条の四第一項に規定する新設合併設立会社をいう。以下この節において同じ。）が相互会社である場合 次に掲げる事項

(1) (略)

(2) 新設合併消滅株式会社の全部又は一部が新株予約権を発行しているときは、第九十九条の三の三第三号及び第四号に掲げる事項についての定め^{（一）}（当該事項についての定めとして、全部又は一部の新株予約権の新株予約権者に対して交付する金銭の額を零と定めた場合における当該定めを含む。）の相当性に関する事項

(3)・(4) (略)

ロ 新設合併設立会社が株式会社である場合 次に掲げる事項

(1) (略)

(2) 新設合併消滅株式会社の全部又は一部が新株予約権を発行しているときは、法第百六十五条第一項第十二号及び第十三号に掲げる事項についての定め^{（二）}（当該事項についての定めとして、全部又は一部の新株予約権の新株予約権者に対して交付する金銭の額を零と定めた場合における当該定めを含む。）の相当性に関する事項

(3) (略)

二 六 (略)

(吸収合併存続相互会社の事前開示事項)

第一百一条の二十六 法第六十五條の十九第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ (略)

ロ 吸収合併消滅会社が株式会社である場合 次に掲げる事項

(1) (略)

(2) 第九十九條の三の二第三号及び第四号に掲げる事項を定め

たときは、当該事項についての定め(全部の新株予約権の新株予約権者に対して交付する金銭の額を零とする旨の定めを除く。)の相当性に関する事項

(3) (略)

二丁六 (略)

(債権者集会の招集の決定事項)

第一百四十四條の三 法第八十四條において読み替えて準用する会社法第五百四十八條第一項第四号(債権者集会の招集等の決定)に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

(吸収合併存続相互会社の事前開示事項)

第一百一条の二十六 法第六十五條の十九第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ (略)

ロ 吸収合併消滅会社が株式会社である場合 次に掲げる事項

(1) (略)

(2) 吸収合併消滅株式会社が新株予約権を発行しているときは

、第九十九條の三の二第三号及び第四号に掲げる事項についての定め(当該事項についての定めとして、全部又は一部の新株予約権の新株予約権者に対して交付する金銭の額を零と定めた場合における当該定めを含む。)の相当性に関する事項

(3) (略)

二丁六 (略)

(債権者集会の招集の決定事項)

第一百四十四條の三 法第八十四條において読み替えて準用する会社法第五百四十八條第一項第四号(債権者集会の招集等の決定)に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 書面による議決権の行使の期限（債権者集会（法第百八十四条において準用する会社法第二編第九章第二節第八款（債権者集会）の規定の適用のある債権者の集会をいう。以下この節において同じ。）の日時以前の時であつて、法第百八十四条において準用する会社法第五百四十九条第一項（債権者集会の招集の通知）の規定による通知を發した日から二週間を経過した日以後の時に限る。）

三・四（略）

五 法第百八十四条において準用する会社法第五百四十八条第一項第三号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項

イ 電磁的方法による議決権の行使の期限（債権者集会の日時以前の時であつて、法第百八十四条において準用する会社法第五百四十九条第一項の規定による通知を發した日から二週間を経過した日以後の時に限る。）

ロ（略）

別表（第五十九条の二第一項第三号八関係（生命保険会社））

項目	記載する事項
主要な業務 の状況を示 す指標等	（略）

二 書面による議決権の行使の期限（債権者集会（法第百八十四条において準用する会社法第二編第九章第二節第八款（債権者集会）の規定の適用のある債権者の集会をいう。以下この節において同じ。）の日時以前の時であつて、法第百八十四条において準用する会社法第五百四十九条第一項（債権者集会の招集の通知）の規定による通知を發した時から二週間を経過した時以後の時に限る。）

三・四（略）

五 法第百八十四条において準用する会社法第五百四十八条第一項第三号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項

イ 電磁的方法による議決権の行使の期限（債権者集会の日時以前の時であつて、法第百八十四条において準用する会社法第五百四十九条第一項の規定による通知を發した時から二週間を経過した時以後の時に限る。）

ロ（略）

別表（第五十九条の二第一項第三号八関係（生命保険会社））

項目	記載する事項
主要な業務 の状況を示 す指標等	（略）

<p>保険契約に 関する指標 等</p>	<p>(略)</p>	<p>経理に關する 指標等</p>	<p>一、六 (略)</p> <p>七、有形固定資産(土地、建物、その他)、無形固定資産、その他、の区分ごとの固定資産等処分益及び固定資産等処分損 (削る)</p> <p>八、営業活動費、営業管理費、一般管理費(法第二百六十五条の三十三第一項の負担金の額を注記する。)</p> <p>九、の区分ごとの事業費明細</p>	<p>資産運用に 関する指標 等</p>	<p>一、主要資産(現預金・コールローン、買現先勘定、債券貸借取引支払保証金、買入金銭債権、商品有価証券、金銭の信託、有価証券、貸付金、不動産)有形固定資産のうち、土地、建物及び建設仮勘定の合計をいう。以下本表において同じ。)、一般勘定計 (うち海外投融資)等の区分ごとの平均残高 二、六 (略)</p> <p>七、有価証券の種類別(国債、地方債、社債)のうち公</p>
------------------------------	------------	-----------------------	---	------------------------------	---

<p>保険契約に 関する指標 等</p>	<p>(略)</p>	<p>経理に關する 指標等</p>	<p>一、六 (略)</p> <p>七、利益準備金科目、任意積立金科目等に区分し、前期末残高、当期増加額、当期減少額、期末残高の区分ごとの利益準備金及び任意積立金明細</p> <p>八、不動産、動産、その他、の区分ごとの不動産動産等処分益及び不動産動産処分損</p> <p>九、営業活動費、営業管理費、一般管理費(法第二百六十五条の三十三第一項の負担金の額を注記する。)</p> <p>十、の区分ごとの事業費明細</p>	<p>資産運用に 関する指標 等</p>	<p>一、主要資産(現預金・コールローン、買現先勘定、債券貸借取引支払保証金、買入金銭債権、商品有価証券、金銭の信託、有価証券、貸付金、不動産、一般勘定計(うち海外投融資)等)の区分ごとの平均残高 二、六 (略)</p> <p>七、有価証券の種類別(国債、地方債、社債)のうち公</p>
------------------------------	------------	-----------------------	--	------------------------------	---

<p>信託業務に 関する指標 (略)</p>	<p>特別勘定に 関する指標 等 (略)</p>	<p>社・公団債)、株式、外国証券(公社債、株式等)、 その他の証券、合計等の区分をいう。)の有価証券 残高 八 有価証券の種類別(国債、地方債、社債、株式、 外国証券(公社債、株式等)、その他の証券、合計 等の区分をいう。)の残存期間別残高 九 商品有価証券の種類別(商品国債、商品地方債、 商品政府保証債、その他の商品有価証券、合計等の 区分をいう。)の残高 十 十五 (略) 十六 土地、建物、建設仮勘定、その他の有形固定資 産、合計に区分し、前期末残高、当期増加額、当期 減少額、当期償却額、当期末残高、減価償却累計額 、償却累計率の区分ごとの有形固定資産の残高 十七 二十 (略)</p>
-------------------------------------	---	---

<p>信託業務に 関する指標 (略)</p>	<p>特別勘定に 関する指標 等 (略)</p>	<p>社・公団債)、株式、外国証券(公社債、株式等)、 貸付有価証券、その他の証券、合計等の区分をいう)の有価証券残高 八 有価証券の種類別(国債、地方債、社債、株式、 外国証券(公社債、株式等)、貸付有価証券、その 他の証券、合計等の区分をいう。)の残存期間別残 高 九 商品有価証券の種類別(商品国債、商品地方債、 商品政府保証債、合計の区分をいう。)の残高 十 十五 (略) 十六 土地、建物、動産、建設仮勘定、合計に区分し 、前期末残高、当期増加額、当期減少額、当期償却 額、当期末残高、償却累計額、償却累計率の区分ご との不動産及び動産の残高 十七 二十 (略)</p>
-------------------------------------	---	---

(信託業務を営む場合に 限る。)	別表(第五十九条の二第一項第三号八関係(損害保険会社))	項目 記載する事項 主要な業務の状況を示す指標等 (略)	保険契約に関する指標等 (略)	経理に関する指標等 (略)	資産運用に関する指標等 一、四 (略) 五 商品有価証券(商品国債、商品地方債、商品政府保証債、その他の商品有価証券、合計の区分をいう)
---------------------	------------------------------	---------------------------------------	--------------------	------------------	--

(信託業務を営む場合に 限る。)	別表(第五十九条の二第一項第三号八関係(損害保険会社))	項目 記載する事項 主要な業務の状況を示す指標等 (略)	保険契約に関する指標等 (略)	経理に関する指標等 (略)	資産運用に関する指標等 一、四 (略) 五 商品有価証券(商品国債、商品地方債、商品政府保証債、合計の区分をいう。)の平均残高及び売買
---------------------	------------------------------	---------------------------------------	--------------------	------------------	---

<p>特別勘定に 関する指標 等</p>	
<p>(略)</p>	<p>。)の平均残高及び売買高</p> <p>六 保有有価証券の種類別(国債、地方債、社債、株式、外国証券、その他の証券、合計の区分をいう。)の残高及び合計に対する構成比</p> <p>七 (略)</p> <p>八 有価証券の種類別(国債、地方債、社債、株式、外国証券、その他の証券の区分をいう。)の残存期間別残高</p> <p>九 十四 (略)</p> <p>十五 土地、建物、建設仮勘定、合計(それぞれ営業用、賃貸用に区分すること。)、その他の有形固定資産及び有形固定資産合計の残高</p>

<p>特別勘定に 関する指標 等</p>	
<p>(略)</p>	<p>高</p> <p>六 保有有価証券の種類別(国債、地方債、社債、株式、外国証券、その他の証券、貸付有価証券、合計の区分をいう。)の残高及び合計に対する構成比</p> <p>七 (略)</p> <p>八 有価証券の種類別(国債、地方債、社債、株式、外国証券、その他の証券、貸付有価証券の区分をいう。)の残存期間別残高</p> <p>九 十四 (略)</p> <p>十五 不動産及び動産明細表(土地、建物、建設仮勘定、不動産計の区分ごとにそれぞれ営業用、賃貸用に区分し、動産、合計の残高</p>

別表（第五十九条の二第一項第三号二関係（生命保険会社、外国生命保険会社等及び特定生命保険業免許を受けた免許特定法人））
（契約の締結時期が2005年度までの契約について）

契約年度	責任準備金残高	予定利率
~1980年度 1981年度~1985年度 1986年度~1990年度 1991年度~1995年度 1996年度~2000年度 2001年度~2005年度	百万円	

（契約の締結時期が2006年度以降の契約について）

契約年度	責任準備金残高	予定利率
（各年度毎に記載）	百万円	

（記載上の注意）

- 個人保険及び個人年金保険の責任準備金（法第百十八条第一項に規定する特別勘定の責任準備金及び危険準備金（生命保険会社にあつては、第六十九条第一項第三号に規定する額を、外国生命保険会社等及び特定生命保険業免許を受けた免許特定法人にあつては、第百五十条第一項第三号に規定する額をいう。）を除く。）について記載すること。
- 予定利率については、各契約年度別の責任準備金に係る主な予定利率を記載すること。

別表（第五十九条の二第一項第三号二関係（生命保険会社、外国生命保険会社等及び特定生命保険業免許を受けた免許特定法人））
（契約の締結時期が2000年度までの契約について）

契約年度	責任準備金残高	予定利率
~1980年度 1981年度~1985年度 1986年度~1990年度 1991年度~1995年度 1996年度~2000年度	百万円	

（契約の締結時期が2001年度以降の契約について）

契約年度	責任準備金残高	予定利率
（各年度毎に記載）	百万円	

（記載上の注意）

- 個人保険及び個人年金保険の責任準備金（法第百十八条に定める特別勘定の責任準備金及び危険準備金（生命保険会社にあつては、第六十九条第一項第三号に規定する額を、外国生命保険会社等及び特定生命保険業免許を受けた免許特定法人にあつては第百五十条第一項第三号に規定する額をいう。）を除く。）について記載すること。
- 予定利率については、各契約年度別の責任準備金に係る主な予定利率を記載すること。

別紙様式第4号（第15条の2関係）

（記載上の注意）

1 役員に関する議案

(4) 会計監査人の選任に関する議案

～（略）

株式会社が公開会社である場合において、当該候補者が当該株式会社の親会社（会社法第4号に規定する親会社をいう。以下同じ。）若しくは当該親会社（当該株式会社に親会社がない場合にあつては、当該株式会社の子会社（第2条第3項第19号に規定する関連会社をいう。以下同じ。））に当該親会社が会社を含む。受ける会計監査人（会社法以外の法令の規定によるこれに相当するものを含む。）としての報酬等及び公認会計士法第2条第1項に規定する業務の対価を除く。）を受けるとき又は過去2年間に受けていたときは、その内容

別紙様式第4号（第15条の2関係）

（記載上の注意）

1 役員に関する議案

(4) 会計監査人の選任に関する議案

～（略）

株式会社が公開会社である場合において、当該候補者が当該株式会社の親会社（会社法第4号に規定する親会社をいう。以下同じ。）若しくは当該親会社（当該株式会社に親会社がない場合にあつては、当該株式会社の子会社（第2条第3項第19号に規定する関連会社をいう。以下同じ。））に当該親会社が会社を含む。受ける会計監査人として報酬等及び公認会計士法第2条第1項に規定する業務の対価を除く。）を受けるとき又は過去2年間に受けていたときは、その内容

別紙様式第5号（第20条の20関係）

（記載上の注意）

1 役員に関する議案

(1) 取締役の選任に関する議案

～（略）

候補者が社外取締役候補者であるときは、当該候補者についてのに掲げる事項

イ～ホ（略）

へ 当該候補者が次のいずれかに該当することを当該相互会社が知っているときは、その旨

当該相互会社の特定関係事業者（当該相互会社の実質子会社（保険業法第33条の2第1項に規定する実質子会社をいう。以下同じ。）及び関連会社（保険業法施行規則第24条の3第6項第2号に規定する関連会社をいう。以下同じ。）並びに当該相互会社の主要な取引先である者（法人以外の団体を含む。）をいう。以下同じ。）の業務執行者であること。

当該相互会社又は当該相互会社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産（これらの者の取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらに類する者としての報酬等を除く。）を受けける予定があり、又は過去2年間に受けていたこと。
当該相互会社又は当該相互会社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものであること。
過去5年間に当該相互会社の特定関係事業者の業務執行者となったことがあること。

（略）

(2)（略）

(3) 監査役の選任に関する議案

～（略）

候補者が社外監査役候補者であるときは、次に掲げる事項

イ～ホ（略）

へ 当該候補者が次のいずれかに該当することを当該相互会

別紙様式第5号（第20条の20関係）

（記載上の注意）

1 役員に関する議案

(1) 取締役の選任に関する議案

～（略）

候補者が社外取締役候補者であるときは、当該候補者についてのに掲げる事項

イ～ホ（略）

へ 当該候補者が次のいずれかに該当することを当該相互会社が知っているときは、その旨

当該相互会社の主要な取引先である者（法人以外の団体を含む。以下同じ。）の業務執行者であること。

当該相互会社又は当該相互会社の主要な取引先である者から多額の金銭その他の財産（これらの者の取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらに類する者としての報酬等を除く。）を受けける予定があり、又は過去2年間に受けていたこと。
当該相互会社の主要な取引先である者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものであること。
過去5年間に当該相互会社の主要な取引先である者の業務執行者となったことがあること。

（略）

(2)（略）

(3) 監査役の選任に関する議案

～（略）

候補者が社外監査役候補者であるときは、次に掲げる事項

イ～ホ（略）

へ 当該候補者が次のいずれかに該当することを当該相互会

社が知っているときは、その旨
当該相互会社の特定関係事業者の業務執行者であること。
当該相互会社又は当該相互会社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産（これらの者の監査役としての報酬等を除く。）を受けるとする予定があり、又は過去2年間に受けていたこと。
当該相互会社又は当該相互会社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であること。
過去5年間に当該相互会社の特定関係事業者の業務執行者となつたことがあること。
（略）

(4) 会計監査人の選任に関する議案
～（略）

― 当該候補者が当該相互会社の実質子会社若しくは関連会社から多額の金銭その他の財産上の利益（これらの者から受け取る会計監査人（会社法以外の法令の規定によるこれに相当するものを含む。）としての報酬等及び公認会計士法第2条第1項に規定する業務の対価を除く。）を受けるとする予定があるとき又は過去2年間に受けていたときは、その内容

- 2～7（略）
8 上記において、次の(1)から(4)までに掲げる用語の意義は、当該(1)から(4)までに定めるところによる。
(1)（略）
(2) 社外取締役候補者 次に掲げるいずれにも該当する候補者をいう

当該候補者が過去に当該相互会社又はその実質子会社の業務執行取締役若しくは取締役又は支配人その他の使用人となつたことがないこと。

～（略）

社が知っているときは、その旨
当該相互会社の主要な取引先である者の業務執行者であること。
当該相互会社又は当該相互会社の主要な取引先である者から多額の金銭その他の財産（これらの者の監査役としての報酬等を除く。）を受けるとする予定があり、又は過去2年間に受けていたこと。
当該相互会社又は当該相互会社の主要な取引先である者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であること。
過去5年間に当該相互会社の主要な取引先である者の業務執行者となつたことがあること。
（略）

(4) 会計監査人の選任に関する議案
～（略）
（新設）

- 2～7（略）
8 上記において、次の(1)から(4)までに掲げる用語の意義は、当該(1)から(4)までに定めるところによる。
(1)（略）
(2) 社外取締役候補者 次に掲げるいずれにも該当する候補者をいう

当該候補者が過去に当該相互会社又はその実質子会社（保険業法第33条の2第1項に規定する実質子会社をいう。以下同じ。）の業務執行取締役若しくは取締役又は支配人その他の使用人となつたことがないこと。
～（略）

別紙様式第5号の3（第22条関係）

（記載上の注意）

1 役員に関する議案

(1) 取締役の選任に関する議案

～（略）

候補者が社外取締役候補者であるときは、当該候補者についてのに掲げる事項

イ～ホ（略）

へ 当該候補者が次のいずれかに該当することを当該相互会社が知っているときは、その旨

当該相互会社の特定関係事業者（当該相互会社の実質子会社（保険業法第33条の2第1項に規定する実質子会社をいう。以下同じ。）及び関連会社（保険業法施行規則第24条の3第6項第2号に規定する関連会社をいう。以下同じ。）並びに当該相互会社の主要な取引先である者（法人以外の団体を含む。）をいう。以下同じ。）の業務執行者であること。

当該相互会社又は当該相互会社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産（これらの者の取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらに類する者としての報酬等を除く。）を受けける予定があり、又は過去2年間に受けていたこと。
当該相互会社又は当該相互会社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものであること。
過去5年間に当該相互会社の特定関係事業者の業務執行者となったことがあること。

(2)（略）

(3) 監査役の選任に関する議案

～（略）

候補者が社外監査役候補者であるときは、次に掲げる事項

イ～ホ（略）

へ 当該候補者が次のいずれかに該当することを当該相互会

別紙様式第5号の3（第22条関係）

（記載上の注意）

1 役員に関する議案

(1) 取締役の選任に関する議案

～（略）

候補者が社外取締役候補者であるときは、当該候補者についてのに掲げる事項

イ～ホ（略）

へ 当該候補者が次のいずれかに該当することを当該相互会社が知っているときは、その旨

当該相互会社の主要な取引先である者（法人以外の団体を含む。以下同じ。）の業務執行者であること。

当該相互会社又は当該相互会社の主要な取引先である者から多額の金銭その他の財産（これらの者の取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらに類する者としての報酬等を除く。）を受けける予定があり、又は過去2年間に受けていたこと。
当該相互会社の主要な取引先である者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものであること。
過去5年間に当該相互会社の主要な取引先である者の業務執行者となったことがあること。

(2)（略）

(3) 監査役の選任に関する議案

～（略）

候補者が社外監査役候補者であるときは、次に掲げる事項

イ～ホ（略）

へ 当該候補者が次のいずれかに該当することを当該相互会

社が知っているときは、その旨
当該相互会社の特定関係事業者の業務執行者であること。
当該相互会社又は当該相互会社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産（これらの者の監査役としての報酬等を除く。）を受けるとする予定があり、又は過去2年間に受けていたこと。
当該相互会社又は当該相互会社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であること。
過去5年間に当該相互会社の特定関係事業者の業務執行者となったことがあること。
（略）

(4) 会計監査人の選任に関する議案
～（略）

― 当該候補者が当該相互会社の実質子会社若しくは関連会社から多額の金銭その他の財産上の利益（これらの者から受け取る会計監査人（会社法以外の法令の規定によるこれに相当するものを含む。）としての報酬等及び公認会計士法第2条第1項に規定する業務の対価を除く。）を受けるとする予定があるとき又は過去2年間に受けていたときは、その内容

- 2～7 （略）
8 上記において、次の(1)から(4)までに掲げる用語の意義は、当該(1)から(4)までに定めるところによる。
(1)（略）
(2) 社外取締役候補者 次に掲げるいずれにも該当する候補者をいう

当該候補者が過去に当該相互会社又はその実質子会社の業務執行取締役若しくは取締役又は支配人その他の使用人となったことがないこと。

～（略）

社が知っているときは、その旨
当該相互会社の主要な取引先である者の業務執行者であること。
当該相互会社又は当該相互会社の主要な取引先である者から多額の金銭その他の財産（これらの者の監査役としての報酬等を除く。）を受けるとする予定があり、又は過去2年間に受けていたこと。
当該相互会社又は当該相互会社の主要な取引先である者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であること。
過去5年間に当該相互会社の主要な取引先である者の業務執行者となったことがあること。
（略）

(4) 会計監査人の選任に関する議案
～（略）
（新設）

- 2～7 （略）
8 上記において、次の(1)から(4)までに掲げる用語の意義は、当該(1)から(4)までに定めるところによる。
(1)（略）
(2) 社外取締役候補者 次に掲げるいずれにも該当する候補者をいう

当該候補者が過去に当該相互会社又はその実質子会社（保険業法第33条の2第1項に規定する実質子会社をいう。以下同じ。）の業務執行取締役若しくは取締役又は支配人その他の使用人となったことがないこと。
～（略）

別紙様式第6号（第59条関係）

第3

年度中 [年 月 日から 年 月 日まで] 中間損益計算書

（記載上の注意）

1 次の事項を注記すること。ただし、中間貸借対照表に記載したものは、この限りでない。

(1)・(2) (略)

(1)・(2) (略)

(3) 生命保険会社にあつては、有価証券売却益、有価証券売却損及び有価証券評価損の主な内訳

(4) 以下の収益及び費用に関する内訳（ただし、 から まで及び の注記は、生命保険会社を除く。）

(5) 1株当たり中間純利益又は中間純損失の額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益の額（銭単位まで記載すること。）

(6) 以上のほか、損益の状態を正確に判断するために必要な事項

2・3 (略)

別紙様式第6号（第59条関係）

第3

年度中 [年 月 日から 年 月 日まで] 中間損益計算書

（記載上の注意）

1 次の事項を注記すること。ただし、中間貸借対照表に記載したものは、この限りでない。

(1)・(2) (略)

(1)・(2) (略)

(3) 関係会社（相互会社にあつては、子会社等）との取引高の総額

(4) 生命保険会社にあつては、有価証券売却益、有価証券売却損及び有価証券評価損の主な内訳

(5) 以下の収益及び費用に関する内訳（ただし、 から まで及び の注記は、生命保険会社を除く。）

(6) 1株当たり中間純利益又は中間純損失の額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益の額（銭単位まで記載すること。）

(7) 以上のほか、損益の状態を正確に判断するために必要な事項

2・3 (略)

別紙様式第6号の2（第59条関係）

第3

年度中 [年 月 日から 年 月 日まで] 中間損益計算書

（記載上の注意）

1 次の事項を注記すること。ただし、中間貸借対照表に記載したものは、この限りでない。

(1)・(2) (略)

(3) 生命保険会社にあつては、有価証券売却益、有価証券売却損及び有価証券評価損の主な内訳

(4) 以下の収益及び費用に関する内訳（ただし、 から まで及び の注記は、生命保険会社を除く。）

(5) 特定取引勘定及び売買目的有価証券に係るそれぞれの利息及び配当金収入、売却損益及び評価損益及び評価損益の金額

(6) 1株当たり中間純利益又は中間純損失の額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益の額（銭単位まで記載すること。）

(7) 以上のほか、損益の状態を正確に判断するために必要な事項

2・3 (略)

別紙様式第6号の2（第59条関係）

第3

年度中 [年 月 日から 年 月 日まで] 中間損益計算書

（記載上の注意）

1 次の事項を注記すること。ただし、中間貸借対照表に記載したものは、この限りでない。

(1)・(2) (略)

(3) 関係会社（相互会社にあつては、子会社等）との取引高の総額

(4) 生命保険会社にあつては、有価証券売却益、有価証券売却損及び有価証券評価損の主な内訳

(5) 以下の収益及び費用に関する内訳（ただし、 から まで及び の注記は、生命保険会社を除く。）

(6) 特定取引勘定及び売買目的有価証券に係るそれぞれの利息及び配当金収入、売却損益及び評価損益及び評価損益の金額

(7) 1株当たり中間純利益又は中間純損失の額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益の額（銭単位まで記載すること。）

(8) 以上のほか、損益の状態を正確に判断するために必要な事項

2・3 (略)

別紙様式第7号（第17条の5、第25条の2及び第59条関係）

第1

年度 [年 月 日から] 事業報告書
[年 月 日まで]

1 保険会社の現況に関する事項

(1)～(8) (略)

(9) 事業の譲渡・譲受け等の状況

〔保険会社の状況について記載する場合〕
(記載上の注意)

1～2 (略)
(削る)

- 3 吸収合併（会社以外の者との合併（当該合併後当該保険会社が存続するものに限る。）を含む。）又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継のうち重要なもの
- 4 他の会社（外国会社を含む。）の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分のうち重要なもの

〔企業集団の状況について記載する場合〕
(記載上の注意)

1・2 (略)
(削る)

- 3 吸収合併（会社以外の者との合併（当該合併後当該保険会社が存続するものに限る。）を含む。）又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継のうち重要なもの
- 4 他の会社（外国会社を含む。）の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分のうち重要なもの

(10) (略)

2 (略)

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼任その他の状況

別紙様式第7号（第17条の5、第25条の2及び第59条関係）

第1

年度 [年 月 日から] 事業報告書
[年 月 日まで]

1 保険会社の現況に関する事項

(1)～(8) (略)

(9) 事業の譲渡・譲受け等の状況

〔保険会社の状況について記載する場合〕
(記載上の注意)

1～2 (略)
(新設)

- 3 他の会社（外国会社を含む。）の株式その他の持分又は新株予約権等の取得のうち重要なもの
- 4 吸収合併（会社以外の者との合併（当該合併後当該保険会社が存続するものに限る。）を含む。）又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継のうち重要なもの

〔企業集団の状況について記載する場合〕
(記載上の注意)

1・2 (略)
(削る)

- 3 他の会社（外国会社を含む。）の株式その他の持分又は新株予約権等の取得のうち重要なもの
- 4 吸収合併（会社以外の者との合併（当該合併後当該保険会社が存続するものに限る。）を含む。）又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継のうち重要なもの

(10) (略)

2 (略)

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼任その他の状況

<p> 益益益入益益益益益益替益)) 収収用用用用用用用用用用 差引当券運券運券運券運券運 險用配証証証証証証証証証証 替保運び價有の的証証証証証証 及有の証証証証証証証証証証 の産息品錢目價融の保他 為そ 利商金売有有金為そ積の 資 資 </p>		<p> 用金費費金額損用用損損損損損損 險金入人費費用用用用用用用 費集戻線線差引券運券運券運券 保び及返金險用証証証証証証証 受払調及金金險用証証証証証証 引支料備備備備備備備備備備 害數期他運有の的証証証証証証 味手私任の産品錢目價融 險用味手私任の産品錢目價融 費險用味手私任の産品錢目價融 正損諸満支責為そ 商金売有有金為 資 資 </p>
<p> 益益益入益益益益益益替益金益益 収収用用用用用用用用用用 差引当券運券運券運券運券運 險用配証証証証証証証証証証 替保運び價有の的証証証証証証 及有の証証証証証証証証証証 の産息品錢目價融の保他 為そ 利商金売有有金為そ積の 資 資 </p>	<p> 益益益入益益益益益益替益金益益 収収用用用用用用用用用用 差引当券運券運券運券運券運 險用配証証証証証証証証証証 替保運び價有の的証証証証証証 及有の証証証証証証証証証証 の産息品錢目價融の保他 為そ 利商金売有有金為そ積の 資 資 </p>	<p> 用金費費金額損用用損損損損損損 險金入人費費用用用用用用用 費集戻線線差引券運券運券運券 保び及返金金險用証証証証証証証 受払調及金金險用証証証証証証証 引支料備備備備備備備備備備 害數期他運有の的証証証証証証 味手私任の産品錢目價融 險用味手私任の産品錢目價融 費險用味手私任の産品錢目價融 正損諸満支責為そ 商金売有有金為 資 資 </p>

別紙様式第7号の2（第17条の5、第25条の2及び第59条関係）

第1

年度 [年 月 日から] 事業報告書
[年 月 日まで]

1 保険会社の現況に関する事項

(1)~(8) (略)

(9) 事業の譲渡・譲受け等の状況

〔保険会社の状況について記載する場合〕
(記載上の注意)

1・2 (略)

(削る)

- 3 吸収合併（会社以外の者との合併（当該合併後当該保険会社が存続するものに限る。）を含む。）又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継のうち重要なもの
- 4 他の会社（外国会社を含む。）の株式その他の持分又は新株
予約権等の取得又は処分のうち重要なもの

〔企業集団の状況について記載する場合〕
(記載上の注意)

1・2 (略)

(削る)

- 3 吸収合併（会社以外の者との合併（当該合併後当該保険会社が存続するものに限る。）を含む。）又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継のうち重要なもの
- 4 他の会社（外国会社を含む。）の株式その他の持分又は新株
予約権等の取得又は処分のうち重要なもの

(10) (略)

2 (略)

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼任その他の状況

別紙様式第7号の2（第17条の5、第25条の2及び第59条関係）

第1

年度 [年 月 日から] 事業報告書
[年 月 日まで]

1 保険会社の現況に関する事項

(1)~(8) (略)

(9) 事業の譲渡・譲受け等の状況

〔保険会社の状況について記載する場合〕
(記載上の注意)

1・2 (略)

(削る)

- 3 他の会社（外国会社を含む。）の株式その他の持分又は新株
予約権等の取得のうち重要なもの
- 4 吸収合併（会社以外の者との合併（当該合併後当該保険会社が存続するものに限る。）を含む。）又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継のうち重要なもの
(新設)

〔企業集団の状況について記載する場合〕
(記載上の注意)

1・2 (略)

(削る)

- 3 他の会社（外国会社を含む。）の株式その他の持分又は新株
予約権等の取得のうち重要なもの
- 4 吸収合併（会社以外の者との合併（当該合併後当該保険会社が存続するものに限る。）を含む。）又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継のうち重要なもの
(新設)

(10) (略)

2 (略)

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼任その他の状況

(記載上の注意)

1・2 (略)

3 社外役員が保険会社又は保険会社の特定関係事業者(株式会社)にあっては会社法施行規則第2条第3項第18号に規定する特定関係事業者をいい、相互会社にあつては当該相互会社の実質子会社(法第33条の2第1項に規定する実質子会社をいう。)及び関連会社(規則第24条の3第6項第2号に規定する関連会社をいう。)並びに当該相互会社の主要な取引先である者(法人以外の団体を含む。をいう。)の業務執行取締役、執行役員若しくはは会社法第598条第1項の職務を業務を執行する社員若しくはは会社法第598条第1項の職務を、行うべき者又は使用人の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であることを保険会社が知っているときは、その事実(重要でないものを除く。)を記載すること。

第2～第4(略)

第5

年度 [年 月 日から] 損益計算書
 年 月 日まで

(生命保険株式会社)
 (略)
 (損害保険株式会社) (単位:百万円)

科目	金額
経常保	益料益益益入益
収	収 収 収 収
引	引 引 引 引
益	益 益 益 益
味	味 味 味 味
入	入 入 入 入
立	立 立 立 立
保	保 保 保 保
積	積 積 積 積
為	為 為 為 為
の	の の の の
他	他 他 他 他
運	運 運 運 運
及	及 及 及 及
取	取 取 取 取
引	引 引 引 引
当	当 当 当 当
金	金 金 金 金
収	収 収 収 収
特	特 特 特 特
利	利 利 利 利
息	息 息 息 息
定	定 定 定 定
資	資 資 資 資

(記載上の注意)

1・2 (略)

3 社外役員が保険会社又は保険会社の特定関係事業者(株式会社)にあっては会社法施行規則第2条第3項第18号に規定する特定関係事業者をいい、相互会社にあつては当該相互会社の主要な取引先である者(法人以外の団体を含む。をいう。)の業務執行取締役、執行役員若しくはは会社法第598条第1項の職務を行うべき者又は使用人の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であることを保険会社が知っているときは、その事実(重要でないものを除く。)を記載すること。

第2～第4(略)

第5

年度 [年 月 日から] 損益計算書
 年 月 日まで

(生命保険株式会社)
 (略)
 (損害保険株式会社) (単位:百万円)

科目	金額
経常保	益料益益益入益
収	収 収 収 収
引	引 引 引 引
益	益 益 益 益
味	味 味 味 味
入	入 入 入 入
立	立 立 立 立
保	保 保 保 保
積	積 積 積 積
為	為 為 為 為
の	の の の の
他	他 他 他 他
運	運 運 運 運
及	及 及 及 及
取	取 取 取 取
引	引 引 引 引
当	当 当 当 当
金	金 金 金 金
収	収 収 収 収
特	特 特 特 特
利	利 利 利 利
息	息 息 息 息
定	定 定 定 定
資	資 資 資 資

<p>損損用損費用息額失用 償還費 費理 入 費 評價品 差用 管 費 券券商 差用 利 損 常 証証派 替他 び 經 當 の 倒 引 倒 の 他 融融の 費の 及 他 他 有有金為そ 業の 支貸貸そ</p>	<p>經常利益 (又は經常損失)</p>	
<p>損損用損費用息額失用 償還費 費理 入 費 評價品 差用 管 費 券券商 差用 利 損 常 証証派 替他 び 經 當 の 倒 引 倒 の 他 融融の 費の 及 他 他 有有金為そ 業の 支貸貸そ</p>	<p>特別利益 (又は經常損失) 益益益</p>	
<p>損損用損費用息額失用 償還費 費理 入 費 評價品 差用 管 費 券券商 差用 利 損 常 証証派 替他 び 經 當 の 倒 引 倒 の 他 融融の 費の 及 他 他 有有金為そ 業の 支貸貸そ</p>	<p>特別利益 (又は經常損失) 益益益</p>	

<p>損損用損費用息額失用 償還費 費理 入 費 評價品 差用 管 費 券券商 差用 利 損 常 証証派 替他 び 經 當 の 倒 引 倒 の 他 融融の 費の 及 他 他 有有金為そ 業の 支貸貸そ</p>	<p>經常利益 (又は經常損失)</p>	
<p>損損用損費用息額失用 償還費 費理 入 費 評價品 差用 管 費 券券商 差用 利 損 常 証証派 替他 び 經 當 の 倒 引 倒 の 他 融融の 費の 及 他 他 有有金為そ 業の 支貸貸そ</p>	<p>特別利益 (又は經常損失) 益益益</p>	
<p>損損用損費用息額失用 償還費 費理 入 費 評價品 差用 管 費 券券商 差用 利 損 常 証証派 替他 び 經 當 の 倒 引 倒 の 他 融融の 費の 及 他 他 有有金為そ 業の 支貸貸そ</p>	<p>特別利益 (又は經常損失) 益益益</p>	

(生命保険相互会社)
 (略)
 (損害保険相互会社)

(単位：百万円)

(生命保険相互会社)
 (略)
 (損害保険相互会社)

(単位：百万円)

不 ぞ の 動 産 特 別 縮 損 損失	税引前当期純剰余(又は税引前当期純損失)税額 法人税及び等価調整損失) 法人税(又は当期純剰余)
---	--

不 ぞ の 動 産 特 別 縮 損 損失	税引前当期純剰余(又は税引前当期純損失)税額 法人税及び等価調整損失) 法人税(又は当期純剰余)
---	--

別紙様式第12号（第137条及び第143条関係）

第1

年度 [年 月 日から] 日本における保険業の事業報告書
年 月 日まで

1～7（略）
8 日本における事業の譲渡・譲受け等の状況

（記載上の注意）
1・2（略）
（削る）

- 3 吸収合併（会社以外の者との合併（当該合併後当該外国保険会社等が存続するものに限る。）を含む。）又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継のうち重要なもの
- 4 他の会社（外国会社を含む。）の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分のうち重要なもの

別紙様式第12号（第137条及び第143条関係）

第1

年度 [年 月 日から] 日本における保険業の事業報告書
年 月 日まで

1～7（略）
8 日本における事業の譲渡・譲受け等の状況

（記載上の注意）
1・2（略）
（削る）

- 3 吸収合併（会社以外の者との合併（当該合併後当該外国保険会社等が存続するものに限る。）を含む。）又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継のうち重要なもの
- 4 他の会社（外国会社を含む。）の株式その他の持分又は新株予約権等の取得のうち重要なもの

別紙様式第12号の2（第137条及び第143条関係）

第1

年度 [年 月 日から] 日本における保険業の事業報告書
年 月 日まで

- 1～7（略）
8 日本における事業の譲渡・譲受け等の状況
（記載上の注意）
1・2（略）
（削る）

- 3 吸収合併（会社以外の者との合併（当該合併後当該外国保険
会社等が存続するものに限る。）を含む。）又は吸収分割によ
る他の法人等の事業に関する権利義務の承継のうち重要なもの
4 他の会社（外国会社を含む。）の株式その他の持分又は新株
予約権等の取得又は処分のうち重要なもの

別紙様式第12号の2（第137条及び第143条関係）

第1

年度 [年 月 日から] 日本における保険業の事業報告書
年 月 日まで

- 1～7（略）
8 日本における事業の譲渡・譲受け等の状況
（記載上の注意）
1・2（略）
（削る）

- 3 他の会社（外国会社を含む。）の株式その他の持分又は新株
予約権等の取得のうち重要なもの
4 吸収合併（会社以外の者との合併（当該合併後当該外国保険
会社等が存続するものに限る。）を含む。）又は吸収分割によ
る他の法人等の事業に関する権利義務の承継のうち重要なもの
（新設）

別紙様式第15号の2 (第210条の11関係)

年度 [年 月 日から] 事業報告書
[年 月 日まで]

1 保険持株会社の現況に関する事項

(1)~(8) (略)

(9) 事業の譲渡・譲受け等の状況

〔保険持株会社の状況について記載する場合〕
(記載上の注意)

1・2 (略)

(削る)

3 吸収合併(会社以外の者との合併(当該合併後当該保険持株会社が存続するものに限る。))を含む。))又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継のうち重要なもの

4 他の会社(外国会社を含む。))の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分のうち重要なもの

〔企業集団の状況について記載する場合〕
(記載上の注意)

1・2 (略)

(削る)

3 吸収合併(会社以外の者との合併(当該合併後当該保険持株会社が存続するものに限る。))を含む。))又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継のうち重要なもの

4 他の会社(外国会社を含む。))の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分のうち重要なもの

(10) (略)

別紙様式第15号の2 (第210条の11関係)

年度 [年 月 日から] 事業報告書
[年 月 日まで]

1 保険持株会社の現況に関する事項

(1)~(8) (略)

(9) 事業の譲渡・譲受け等の状況

〔保険持株会社の状況について記載する場合〕
(記載上の注意)

1・2 (略)

(新設)

3 他の会社(外国会社を含む。))の株式その他の持分又は新株予約権等の取得のうち重要なもの

4 吸収合併(会社以外の者との合併(当該合併後当該保険持株会社が存続するものに限る。))を含む。))又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継のうち重要なもの(新設)

〔企業集団の状況について記載する場合〕
(記載上の注意)

1・2 (略)

(新設)

3 吸収合併(会社以外の者との合併(当該合併後当該保険持株会社が存続するものに限る。))を含む。))又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継のうち重要なもの(新設)

4 吸収合併(会社以外の者との合併(当該合併後当該保険持株会社が存続するものに限る。))を含む。))又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継のうち重要なもの(新設)

(10) (略)

別紙様式第16号の17（第17条の5、第25条の2及び第211条の36第1項関係）

第1 事業報告書

年度 [年 月 日から 年 月 日まで] 事業報告書

1 少額短期保険業者の現況に関する事項

(1)~(8) (略)

(9) 事業の譲渡・譲受け等の状況

【少額短期保険業者の状況について記載する場合】
(記載上の注意)

1・2 (略)
(削る)

- 3 吸収合併（会社以外の者との合併（当該合併後当該少額短期保険業者が存続するものに限る。）を含む。）又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継のうち重要なもの
- 4 他の会社（外国会社を含む。）の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分のうち重要なもの

【企業集団の状況について記載する場合】
(記載上の注意)

1・2 (略)
(削る)

- 3 吸収合併（会社以外の者との合併（当該合併後当該少額短期保険業者が存続するものに限る。）を含む。）又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継のうち重要なもの
- 4 他の会社（外国会社を含む。）の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分のうち重要なもの

2 (略)

別紙様式第16号の17（第17条の5、第25条の2及び第211条の36第1項関係）

第1 事業報告書

年度 [年 月 日から 年 月 日まで] 事業報告書

1 少額短期保険業者の現況に関する事項

(1)~(8) (略)

(9) 事業の譲渡・譲受け等の状況

【少額短期保険業者の状況について記載する場合】
(記載上の注意)

1・2 (略)
(新設)

- 3 他の会社（外国会社を含む。）の株式その他の持分又は新株予約権等の取得のうち重要なもの
- 4 吸収合併（会社以外の者との合併（当該合併後当該少額短期保険業者が存続するものに限る。）を含む。）又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継のうち重要なもの

【企業集団の状況について記載する場合】
(記載上の注意)

1・2 (略)
(新設)

- 3 吸収合併（会社以外の者との合併（当該合併後当該少額短期保険業者が存続するものに限る。）を含む。）又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継のうち重要なもの
- 4 他の会社（外国会社を含む。）の株式その他の持分又は新株予約権等の取得のうち重要なもの

2 (略)

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼任その他の状況
(記載上の注意)

1・2 (略)

3 社外役員が少額短期保険業者又は少額短期保険業者の特定関係事業者(株式会社にあつては会社法施行規則第2条第3項第18号に規定する特定関係事業者をいい、相互会社にあつては当該相互会社の実質子会社(保険業法第33条の2第1項に規定する実質子会社をいう。)及び関連会社(保険業法施行規則第24条の3第6項第2号に規定する関連会社をいう。)並びに当該相互会社の主要な取引先である者(法人以外の団体を含む。))をいふ。若しくは会社法第598条第1項の職務を行うべき者又は使用人の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であることを少額短期保険業者が知つていときは、その事実(重要なものを除く。)を記載すること。

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼任その他の状況
(記載上の注意)

1・2 (略)

3 社外役員が少額短期保険業者又は少額短期保険業者の特定関係事業者(株式会社にあつては会社法施行規則第2条第3項第18号に規定する特定関係事業者をいい、相互会社にあつては当該相互会社の主要な取引先である者(法人以外の団体を含む。))をいふ。若しくは会社法第598条第1項の職務を行うべき者又は使用人の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であることを少額短期保険業者が知つていときは、その事実(重要なものを除く。)を記載すること。

別紙様式第16号の18（第211条の36第2項関係）

第3 中間損益計算書

年度中 [年 月 日から] 中間損益計算書
年 月 日まで

（少額短期保険株式会社）

（略）

（少額短期保険相互会社）

（略）

（記載上の注意）

1 次の事項を注記すること。ただし、中間貸借対照表に記載したものは、この限りでない。

(1)・(2) (略)
(削る)

(3) 以下の収益及び費用に関する内訳

~ (略)

(4) 1株当たり中間純利益又は中間純損失の額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益（銭単位まで記載すること。）

(5) 以上のほか、損益の状態を正確に判断するために必要な事項

2・3 (略)

別紙様式第16号の18（第211条の36第2項関係）

第3 中間損益計算書

年度中 [年 月 日から] 中間損益計算書
年 月 日まで

（少額短期保険株式会社）

（略）

（少額短期保険相互会社）

（略）

（記載上の注意）

1 次の事項を注記すること。ただし、中間貸借対照表に記載したものは、この限りでない。

(1)・(2) (略)

(3) 関係会社（相互会社）にあつては、子会社等との取引高の総額

(4) 以下の収益及び費用に関する内訳

~ (略)

(5) 1株当たり中間純利益又は中間純損失の額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益（銭単位まで記載すること。）

(6) 以上のほか、損益の状態を正確に判断するために必要な事項

2・3 (略)

別紙様式第16号の26（第211条の84第1項関係）

年度 [年 月 日から] 事業報告書
[年 月 日まで]

1 少額短期保険持株会社の現況に関する事項

- (1)～(8) (略)
(9) 事業の譲渡・譲受け等の状況
[少額短期保険持株会社の状況について記載する場合]
(記載上の注意)
1・2 (略)
(1)～(8) (略)
(9) 事業の譲渡・譲受け等の状況
[少額短期保険持株会社の状況について記載する場合]
(記載上の注意)
1・2 (略)
(1)～(8) (略)
(9) 事業の譲渡・譲受け等の状況
[少額短期保険持株会社の状況について記載する場合]
(記載上の注意)
1・2 (略)

- 3 吸収合併（会社以外の者との合併（当該合併後当該少額短期保険持株会社が存続するものに限る。）を含む。）又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継のうち重要なもの
4 他の会社（外国会社を含む。）の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分のうち重要なもの

[企業集団の状況について記載する場合]
(記載上の注意)

- 1・2 (略)
(1)～(8) (略)
(9) 事業の譲渡・譲受け等の状況
[少額短期保険持株会社の状況について記載する場合]
(記載上の注意)
1・2 (略)

- 3 吸収合併（会社以外の者との合併（当該合併後当該少額短期保険持株会社が存続するものに限る。）を含む。）又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継のうち重要なもの
4 他の会社（外国会社を含む。）の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分のうち重要なもの
(10) (略)

別紙様式第16号の26（第211条の84第1項関係）

年度 [年 月 日から] 事業報告書
[年 月 日まで]

1 少額短期保険持株会社の現況に関する事項

- (1)～(8) (略)
(9) 事業の譲渡・譲受け等の状況
[少額短期保険持株会社の状況について記載する場合]
(記載上の注意)
1・2 (略)
3 他の会社（外国会社を含む。）の株式その他の持分又は新株予約権等の取得のうち重要なもの
4 吸収合併（会社以外の者との合併（当該合併後当該少額短期保険持株会社が存続するものに限る。）を含む。）又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継のうち重要なもの
(新設)

- 3 吸収合併（会社以外の者との合併（当該合併後当該少額短期保険持株会社が存続するものに限る。）を含む。）又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継のうち重要なもの
4 他の会社（外国会社を含む。）の株式その他の持分又は新株予約権等の取得のうち重要なもの

[企業集団の状況について記載する場合]
(記載上の注意)

- 1・2 (略)
(1)～(8) (略)
(9) 事業の譲渡・譲受け等の状況
[少額短期保険持株会社の状況について記載する場合]
(記載上の注意)
1・2 (略)

- 3 吸収合併（会社以外の者との合併（当該合併後当該少額短期保険持株会社が存続するものに限る。）を含む。）又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継のうち重要なもの
4 他の会社（外国会社を含む。）の株式その他の持分又は新株予約権等の取得のうち重要なもの
(10) (略)

改正案	現行
<p>（特定社債権者集会の招集の決定事項）</p> <p>第七十条 法第百二十九条第二項において準用する会社法第七百九十九条第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 書面による議決権の行使の期限（特定社債権者集会の日時以前の時であつて、法第百二十九条第二項において準用する会社法第七百二十条第一項の規定による通知を發した日から二週間を経過した日以後の時に限る。）</p> <p>三・四 （略）</p> <p>五 法第百二十九条第二項において準用する会社法第七百九条第三号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項</p> <p>イ 電磁的方法による議決権の行使の期限（特定社債権者集会の日時以前の時であつて、法第百二十九条第二項において準用する会社法第七百二十条第一項の規定による通知を發した日から二週間を経過した日以後の時に限る。）</p> <p>ロ （略）</p> <p>（債権者集会の招集の決定事項）</p>	<p>（特定社債権者集会の招集の決定事項）</p> <p>第七十条 法第百二十九条第二項において準用する会社法第七百九十九条第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 書面による議決権の行使の期限（特定社債権者集会の日時以前の時であつて、法第百二十九条第二項において準用する会社法第七百二十条第一項の規定による通知を發した時から二週間を経過した時以後の時に限る。）</p> <p>三・四 （略）</p> <p>五 法第百二十九条第二項において準用する会社法第七百九条第三号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項</p> <p>イ 電磁的方法による議決権の行使の期限（特定社債権者集会の日時以前の時であつて、法第百二十九条第二項において準用する会社法第七百二十条第一項の規定による通知を發した時から二週間を経過した時以後の時に限る。）</p> <p>ロ （略）</p> <p>（債権者集会の招集の決定事項）</p>

第八十三条 法第八十条第四項において準用する会社法第五百四十八条第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 書面による議決権の行使の期限（債権者集会（法第八十条第四項において準用する会社法第二編第九章第二節第八款の規定の適用のある債権者の集会をいう。以下同じ。）の日時以前の時であつて、同項において準用する会社法第五百四十九条第一項の規定による通知を發した日）から二週間を経過した日以後の時に限る。）

三・四 (略)

五 法第八十条第四項において準用する会社法第五百四十八条第一項第三号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項

イ 電磁的方法による議決権の行使の期限（債権者集会の日時以前の時であつて、法第八十条第四項において準用する会社法第五百四十九条第一項の規定による通知を發した日）から二週間を経過した日以後の時に限る。）

ロ (略)

(電磁的記録の備置きに関する特則)

第三十一条 次に掲げる規定に規定する内閣府令で定めるものは、特定目的会社の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電子計算機に備えら

第八十三条 法第八十条第四項において準用する会社法第五百四十八条第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 書面による議決権の行使の期限（債権者集会（法第八十条第四項において準用する会社法第二編第九章第二節第八款の規定の適用のある債権者の集会をいう。以下同じ。）の日時以前の時であつて、同項において準用する会社法第五百四十九条第一項の規定による通知を發した時から二週間を経過した時以後の時に限る。）

三・四 (略)

五 法第八十条第四項において準用する会社法第五百四十八条第一項第三号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項

イ 電磁的方法による議決権の行使の期限（債権者集会の日時以前の時であつて、法第八十条第四項において準用する会社法第五百四十九条第一項の規定による通知を發した時から二週間を経過した時以後の時に限る。）

ロ (略)

(電磁的記録の備置きに関する特則)

第三十一条 次に掲げる規定に規定する内閣府令で定めるものは、特定目的会社の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電子計算機に備えら

れたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて特定
目的会社の支店において使用される電子計算機に備えられたファイ
ルに当該情報を記録する方法とする。

一〇四 (略)

れたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて特定
目的会社の本店又は支店において使用される電子計算機に備えられ
たファイルに当該情報を記録する方法とする。

一〇四 (略)

改正案	現行
<p>（招集の決定事項）</p> <p>第一百七十七条 法第七十三条第四項において準用する法第九十条の第二項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 書面による議決権の行使の期限（創立総会（法第七十三条第三項に規定する創立総会をいう。以下同じ。）の日時以前の時であつて、同条第四項において準用する法第九十一条第一項の規定による通知を發した日から二週間を経過した日以後の時に限る。）</p> <p>三・四 （略）</p> <p>五 法第七十三条第四項において準用する法第九十条の二第一項第三号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項</p> <p>イ 電磁的方法（法第七十一条第五項に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。）による議決権の行使の期限（創立総会の日時以前の時であつて、法第七十三条第四項において準用する法第九十一条第一項の規定による通知を發した日から二週間を経過した日以後の時に限る。）</p> <p>ロ （略）</p>	<p>（招集の決定事項）</p> <p>第一百七十七条 法第七十三条第四項において準用する法第九十条の第二項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 書面による議決権の行使の期限（創立総会（法第七十三条第三項に規定する創立総会をいう。以下同じ。）の日時以前の時であつて、同条第四項において準用する法第九十一条第一項の規定による通知を發した時から二週間を経過した時以後の時に限る。）</p> <p>三・四 （略）</p> <p>五 法第七十三条第四項において準用する法第九十条の二第一項第三号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項</p> <p>イ 電磁的方法（法第七十一条第五項に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。）による議決権の行使の期限（創立総会の日時以前の時であつて、法第七十三条第四項において準用する法第九十一条第一項の規定による通知を發した時から二週間を経過した時以後の時に限る。）</p> <p>ロ （略）</p>

(招集の決定事項)

第四百十条 法第九十条の二第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項(規約に第三号又は第五号から第七号までに掲げる事項についての定めがある場合における当該事項を除く。)とする。

一・二 (略)

三 特定の時(投資主総会の日時以前の時であつて、法第九十一条第一項の規定により通知を發した日から二週間を経過した日以後の時に限る。)をもつて書面による議決権の行使の期限とする旨を定めるときは、その特定の時

四・六 (略)

七 法第九十条の二第一項第三号に掲げる事項を定めるときは、次に掲げる事項

イ 特定の時(投資主総会の日時以前の時であつて、法第九十一条第一項の規定により通知を發した日から二週間を経過した日以後の時に限る。)をもつて電磁的方法による議決権の行使の期限とする旨を定めるときは、その特定の時

ロ (略)

八・九 (略)

(会計監査人の選任に関する議案)

第四百十五条 執行役員が会計監査人の選任に関する議案を提出する場合には、投資主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなけ

(招集の決定事項)

第四百十条 法第九十条の二第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項(規約に第三号又は第五号から第七号までに掲げる事項についての定めがある場合における当該事項を除く。)とする。

一・二 (略)

三 特定の時(投資主総会の日時以前の時であつて、法第九十一条第一項の規定により通知を發した時から二週間を経過した時以後の時に限る。)をもつて書面による議決権の行使の期限とする旨を定めるときは、その特定の時

四・六 (略)

七 法第九十条の二第一項第三号に掲げる事項を定めるときは、次に掲げる事項

イ 特定の時(投資主総会の日時以前の時であつて、法第九十一条第一項の規定により通知を發した時から二週間を経過した時以後の時に限る。)をもつて電磁的方法による議決権の行使の期限とする旨を定めるときは、その特定の時

ロ (略)

八・九 (略)

(会計監査人の選任に関する議案)

第四百十五条 執行役員が会計監査人の選任に関する議案を提出する場合には、投資主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなけ

ればならない。

一～五 (略)

六 当該候補者が当該投資法人の親法人（法第八十一条第一項に規定する親法人をいう。以下この号において同じ。）若しくは当該親法人（当該投資法人に親法人がない場合にあっては、当該投資法人）の子法人（当該投資法人を除く。）から多額の金銭その他の財産上の利益（これらの者から受ける会計監査人（法以外の法令の規定によるこれに相当するものを含む。）としての報酬、賞与その他の職務執行の対価として投資法人から受ける財産上の利益及び公認会計士法（昭和二十三年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する業務の対価を除く。）を受ける予定があるとき又は過去二年間に受けていたときは、その内容

（投資法人債権者集会の招集の決定事項）

第百八十六条 法第百三十九条の十第二項において準用する会社法第七百十九条第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 書面による議決権の行使の期限（投資法人債権者集会の日時以前の時であつて、法第百三十九条の十第二項において準用する会社法第七百二十条第一項の規定による通知を發した日から二週間を経過した日以後の時に限る。）

三・四 (略)

ればならない。

一～五 (略)

六 当該候補者が当該投資法人の親法人（法第八十一条第一項に規定する親法人をいう。）若しくは当該親法人の子法人（当該投資法人を除く。）から多額の金銭その他の財産上の利益（これらの者から受ける会計監査人としての報酬、賞与その他の職務執行の対価として投資法人から受ける財産上の利益及び公認会計士法（昭和二十三年法律第百三十三号）第二条第一項の業務の対価を除く。）を受ける予定があるとき又は過去二年間に受けていたときは、その内容

（投資法人債権者集会の招集の決定事項）

第百八十六条 法第百三十九条の十第二項において準用する会社法第七百十九条第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 書面による議決権の行使の期限（投資法人債権者集会の日時以前の時であつて、法第百三十九条の十第二項において準用する会社法第七百二十条第一項の規定による通知を發した時から二週間を経過した時以後の時に限る。）

三・四 (略)

五 法第百三十九条の十第二項において準用する会社法第七百十九条第三号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項

イ 電磁的方法による議決権の行使の期限（投資法人債権者集会の日時以前の時であつて、法第百三十九条の十第二項において準用する会社法第七百二十条第一項の規定による通知を發した日から二週間を経過した日以後の時に限る。）

ロ（略）

（債権者集会の招集の決定事項）

第二百六条 法第百六十四条第四項において準用する会社法第五百四十八条第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一（略）

二 書面による議決権の行使の期限（債権者集会（法第百六十四条第四項において準用する会社法第二編第九章第二節第八款の規定の適用のある債権者の集会をいう。以下同じ。）の日時以前の時であつて、同項において準用する会社法第五百四十九条第一項の規定による通知を發した日から二週間を経過した日以後の時に限る。）

三・四（略）

五 法第百六十四条第四項において準用する会社法第五百四十八条第一項第三号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項

イ 電磁的方法による議決権の行使の期限（債権者集会の日時以

五 法第百三十九条の十第二項において準用する会社法第七百十九条第三号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項

イ 電磁的方法による議決権の行使の期限（投資法人債権者集会の日時以前の時であつて、法第百三十九条の十第二項において準用する会社法第七百二十条第一項の規定による通知を發した時から二週間を経過した時以後の時に限る。）

ロ（略）

（債権者集会の招集の決定事項）

第二百六条 法第百六十四条第四項において準用する会社法第五百四十八条第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一（略）

二 書面による議決権の行使の期限（債権者集会（法第百六十四条第四項において準用する会社法第二編第九章第二節第八款の規定の適用のある債権者の集会をいう。以下同じ。）の日時以前の時であつて、同項において準用する会社法第五百四十九条第一項の規定による通知を發した時から二週間を経過した時以後の時に限る。）

三・四（略）

五 法第百六十四条第四項において準用する会社法第五百四十八条第一項第三号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項

イ 電磁的方法による議決権の行使の期限（債権者集会の日時以

前の時であつて、法第百六十四条第四項において準用する会社
法第百四十九条第一項の規定による通知を發した日から二週
間を経過した日以後の時に限る。)

口 (略)

前の時であつて、法第百六十四条第四項において準用する会社
法第百四十九条第一項の規定による通知を發した時から二週
間を経過した時以後の時に限る。)

口 (略)

十一 特定目的信託財産の計算に関する規則（平成十二年総理府令第百三十二号）

改正案	現行
<p>（当期純損益金額）</p> <p>第六十三条 第一号及び第二号に掲げる額の合計額から第三号及び第四号に掲げる額の合計額を減じて得た額（以下「<u>当期純損益金額</u>」 という。）は、<u>当期純利益金額</u>として表示しなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 前条第二項に規定する場合（同項ただし書の場合を除く。）に おいて、<u>還付税額</u>があるときは、<u>当該還付税額</u></p> <p>三（略）</p> <p>四 前条第二項に規定する場合（同項ただし書の場合を除く。）に おいて、<u>納付税額</u>があるときは、<u>当該納付税額</u></p> <p>2（略）</p>	<p>（当期純損益金額）</p> <p>第六十三条 第一号及び第二号に掲げる額の合計額から第三号及び第四号に掲げる額の合計額を減じて得た額（以下「<u>当期純損益金額</u>」 という。）は、<u>当期純利益金額</u>として表示しなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 前条第二項に規定する場合（同項ただし書の場合を除く。）に おいて、<u>還付税額</u>があるときは、<u>当該還付金額</u></p> <p>三（略）</p> <p>四 前条第二項に規定する場合（同項ただし書の場合を除く。）に おいて、<u>納付税額</u>があるときは、<u>当該納付金額</u></p> <p>2（略）</p>

十二 投資信託財産の計算に関する規則（平成十二年総理府令第百二十三号）

改正案	現行
<p>（当期純損益金額）</p> <p>第五十一条 第一号及び第二号に掲げる額の合計額から第三号及び第四号に掲げる額の合計額を減じて得た額（以下「<u>当期純損益金額</u>」 という。）は、<u>当期純利益金額</u>として表示しなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 前条第二項に規定する場合（同項ただし書の場合を除く。）に おいて、<u>還付税額</u>があるときは、<u>当該還付税額</u></p> <p>三（略）</p> <p>四 前条第二項に規定する場合（同項ただし書の場合を除く。）に おいて、<u>納付税額</u>があるときは、<u>当該納付税額</u></p> <p>2（略）</p>	<p>（当期純損益金額）</p> <p>第五十一条 第一号及び第二号に掲げる額の合計額から第三号及び第四号に掲げる額の合計額を減じて得た額（以下「<u>当期純損益金額</u>」 という。）は、<u>当期純利益金額</u>として表示しなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 前条第二項に規定する場合（同項ただし書の場合を除く。）に おいて、<u>還付税額</u>があるときは、<u>当該還付金額</u></p> <p>三（略）</p> <p>四 前条第二項に規定する場合（同項ただし書の場合を除く。）に おいて、<u>納付税額</u>があるときは、<u>当該納付金額</u></p> <p>2（略）</p>

改正案	現行
<p>（会計監査人の選任に関する議案）</p> <p>第五条 株式の発行会社の取締役が会計監査人の選任に関する議案を提出する場合において、当該会社により、又は当該会社のために当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われるときは、参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一～六（略）</p> <p>七 株式の発行会社が公開会社である場合において、当該候補者が当該会社の親会社若しくは当該親会社（当該会社に親会社がない場合にあつては、当該会社）の子会社（当該会社を除く。）若しくは関連会社（当該親会社が会社でない場合におけるその子会社及び関連会社に相当するものを含む。）から多額の金銭その他の財産上の利益（これらの者から受ける会計監査人（会社法以外の法令の規定によるこれに相当するものを含む。）としての報酬等及び公認会計士法第二条第一項に規定する業務の対価を除く。）を受ける予定があるとき又は過去二年間に受けていたときは、その内容</p>	<p>（会計監査人の選任に関する議案）</p> <p>第五条 株式の発行会社の取締役が会計監査人の選任に関する議案を提出する場合において、当該会社により、又は当該会社のために当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われるときは、参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一～六（略）</p> <p>七 株式の発行会社が公開会社である場合において、当該候補者が当該会社の親会社若しくは当該親会社の子会社（当該会社を除く。）若しくは関連会社（当該親会社が会社でない場合におけるその子会社及び関連会社に相当するものを含む。）から多額の金銭その他の財産上の利益（これらの者から受ける会計監査人としての報酬等及び公認会計士法第二条第一項の業務の対価を除く。）を受ける予定があるとき又は過去二年間に受けていたときは、その内容</p>

十四 内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年内閣府令第二十一号）

改正案		現行	
別表第一（第三条関係）			
（略）	（略）	（略）	（略）
資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）	第六十三条第二項、第六十五条第一項において準用する会社法第三百十条第六項、第六十五条第二項及び第二百四十五条第二項において準用する同法第三百一十条第三項、第六十五条第三項において準用する同法第三百十八条第二項及び第三項、第八十六条第二項において準用する同法第三百七十八条第一項（第一号に係る部分に限る。）、第九十九条第二項、第二百二条第四項、第二百五条第一項及び第二項、第二百二十九条第二項及び第二百四十九条第一項において準用する同法第七百三十一条第二項、第七百七十七条第三項において準用する同法第四百九十四条第三項及び第四百九十六条第一項、第七十九条第一項において準用する同法第五百八条第一項及び第三項、第二百零条第四項（第三号に	資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）	第六十三条第二項、第六十五条第一項において準用する会社法第三百十条第六項、第六十五条第二項及び第二百四十五条第二項において準用する同法第三百一十条第三項、第六十五条第三項において準用する同法第三百十八条第二項及び第三項、第八十六条第二項において準用する同法第三百七十八条第一項（第一号に係る部分に限る。）、第二百二条第四項、第二百五条第一項及び第二項、第二百二十九条第二項及び第二百四十九条第一項において準用する同法第七百三十一条第二項、第七百七十七条第三項において準用する同法第四百九十四条第三項及び第四百九十六条第一項、第七十九条第一項において準用する同法第五百八条第一項及び第三項、第二百零条第四項（第三号に係る部分に限る。）

(略)	係る部分に限る。)、第二百十五條、第二百六十四條第二項及び第三項、第二百七十五條第三項(第二百七十九條第三項において準用する場合を含む。)、並びに第二百八十三條第一項及び第二項
(略)	(略)

別表第四(第八條關係)

(略)	船主相互保 険組合法 第三十三條の二第四項(第一号に係る部分に限り、第三十八條第三項において準用する場合を含む。)、第四十四條の二第一項(第一号に係る部分に限る。)、第四十四條の六第三項(第一号に係る部分に限る。)、及び第五十五條第三項において準用する会社法第九百五十一條第二項(第一号に係る部分に限る。)
(略)	(略)

(略)	、第二百十五條、第二百六十四條第二項及び第三項、第二百七十五條第三項(第二百七十九條第三項において準用する場合を含む。)、並びに第二百八十三條第一項及び第二項
(略)	(略)

別表第四(第八條關係)

(略)	船主相互保 険組合法 第三十三條の二第四項(第一号に係る部分に限り、第三十八條第三項において準用する場合を含む。)、第四十四條の六第三項(第一号に係る部分に限る。)、及び第五十五條第三項において準用する会社法第九百五十一條第二項(第一号に係る部分に限る。)
(略)	(略)

(略)	(略)	<p>項（第一号に係る部分に限る。））、第一百七十七条第三項において準用する同法第四百九十六条第二項（第一号に係る部分に限る。））、第二百条第四項（第三号に係る部分に限る。））、第二百六十四条第四項、第二百七十五条第五項及び第二百七十九条第三項において準用する同法第四百四十二条第三項（第一号に係る部分に限る。））、第二百六十七条第一項並びに第二百八十三条第三項</p>
(略)	(略)	<p>条第三項において準用する同法第四百九十六条第二項（第一号に係る部分に限る。））、第二百条第四項（第三号に係る部分に限る。））、第二百六十四条第四項、第二百七十五条第五項及び第二百七十九条第三項において準用する同法第四百四十二条第三項（第一号に係る部分に限る。））、第二百六十七条第一項並びに第二百八十三条第三項</p>

十五 保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成十七年内閣府令第八十四号）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>1～3（略）</p> <p>4 施行日から第一項ただし書に規定する期日までの間は、生命保険募集人、損害保険代理店若しくは保険仲立人である銀行等又はその役員若しくは使用人が締結の代理又は媒介を行う保険契約（以下この項において「主契約」という。）に付される保険特約が新規則第二百二十二条第一項第一号から第五号まで又は第二百二十二条の二第一項第一号から第七号までに掲げる保険契約に相当するものでないときは、当該保険特約は、主契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金額が主契約に係る保険料及び保険金額と比して妥当なものでなければならぬ。</p> <p>5 平成十七年七月八日において現に保険業法第二百七十六条の規定に基づく登録を受けている損害保険代理店である保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）第三十九条第七号に規定する農業協同組合又はその役員若しくは使用人が行う次の各号に掲げる保険契約の締結の代理又は媒介については、施行日から第一項ただし書に規定する日までの間は、当該各号に規定する保険契約の締結の代理又は媒介とみなす。</p> <p>一 保険業法第三条第五項第一号に掲げる保険に係る保険契約（新</p>	<p>附則</p> <p>1～3（略）</p> <p>4 施行日から第一項ただし書に規定する期日までの間は、生命保険募集人、損害保険代理店若しくは保険仲立人である銀行等又はその役員若しくは使用人が締結の代理又は媒介を行う保険契約（以下この項において「主契約」という。）に付される保険特約が新規則第二百十一条第一項第一号から第五号まで又は第二百十一条の二第一項第一号から第七号までに掲げる保険契約に相当するものでないときは、当該保険特約は、主契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金額が主契約に係る保険料及び保険金額と比して妥当なものでなければならぬ。</p> <p>5 平成十七年七月八日において現に保険業法第二百七十六条の規定に基づく登録を受けている損害保険代理店である保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）第三十九条第七号に規定する農業協同組合又はその役員若しくは使用人が行う次の各号に掲げる保険契約の締結の代理又は媒介については、施行日から第一項ただし書に規定する日までの間は、当該各号に規定する保険契約の締結の代理又は媒介とみなす。</p> <p>一 保険業法第三条第五項第一号に掲げる保険に係る保険契約（新</p>

規則第二百十二条の二第一項第一号から第三号まで及び第六号に掲げる保険契約を除く。) 新規則第二百十二条の二第一項第六号に掲げる保険契約

二 新規則第二百十二条第一項第五号に規定する傷害保険契約(新規則第二百十二条の二第一項第二号から第五号まで及び第七号に掲げる保険契約を除く。) 新規則第二百十二条の二第一項第七号に掲げる保険契約

規則第二百十一条の二第一項第一号から第三号まで及び第六号に掲げる保険契約を除く。) 新規則第二百十一条の二第一項第六号に掲げる保険契約

二 新規則第二百十一条第一項第五号に規定する傷害保険契約(新規則第二百十一条の二第一項第二号から第五号まで及び第七号に掲げる保険契約を除く。) 新規則第二百十一条の二第一項第七号に掲げる保険契約

十六 特定目的会社の計算に関する規則（平成十八年内閣府令第四十四号）

改正案	現行
<p>（転換特定社債の転換の請求又は新優先出資引受権の行使があつた場合）</p> <p>第十条 転換特定社債の転換の請求があつた場合には、特定目的会社の優先資本増加額は、請求の日における当該転換特定社債の適正な価格として付された帳簿価額（当該転換特定社債と区分して、転換特定社債の転換を請求する権利について会計帳簿にその対価相当額を付している場合には、当該対価相当額を含む。）とする。</p> <p>2（略）</p> <p>（当期純損益金額）</p> <p>第四十四条 第一号及び第二号に掲げる額の合計額から第三号及び第四号に掲げる額の合計額を減じて得た額（以下「当期純損益金額」という。）は、当期純利益金額として表示しなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 前条第二項に規定する場合（同項ただし書の場合を除く。）において、還付税額があるときは、当該還付税額</p> <p>三（略）</p> <p>四 前条第二項に規定する場合（同項ただし書の場合を除く。）において、納付税額があるときは、当該納付税額</p>	<p>（転換特定社債の転換の請求又は新優先出資引受権の行使があつた場合）</p> <p>第十条 転換特定社債の転換の請求があつた場合には、特定目的会社の優先資本増加額は、請求の日における当該転換特定社債の適正な価格として付された帳簿価額（当該転換特定社債と区分して、転換特定社債の転換を請求する権利について会計帳簿にその対価相当額を付している場合には、当該対価相当額を含む。）</p> <p>2（略）</p> <p>（当期純損益金額）</p> <p>第四十四条 第一号及び第二号に掲げる額の合計額から第三号及び第四号に掲げる額の合計額を減じて得た額（以下「当期純損益金額」という。）は、当期純利益金額として表示しなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 前条第二項に規定する場合（同項ただし書の場合を除く。）において、還付税額があるときは、当該還付金額</p> <p>三（略）</p> <p>四 前条第二項に規定する場合（同項ただし書の場合を除く。）において、納付税額があるときは、当該納付金額</p>

2 (略)

第六十九条 各事業年度に係る特定目的会社の計算書類に係る附属明細書には、次に掲げる事項のほか、特定目的会社の貸借対照表、損益計算書、社員資本等変動計算書及び注記表の内容を補足する重要な事項を表示しなければならない。

一 特定社債、特定約束手形、特定目的借入れ、特定目的借入れ以外の長期借入金及び短期借入金の増減

二 その他の資産の部における固定資産の取得及び処分並びに減価償却費の明細

三 特定資産の取得及び処分並びに減価償却費の明細

四 引当金の明細並びにその計上の理由及び額の算定の方法（注記表に表示したものを除く。）

(削る)

(削る)

(削る)

2 (略)

第六十九条 各事業年度に係る特定目的会社の計算書類に係る附属明細書には、次に掲げる事項のほか、特定目的会社の貸借対照表、損益計算書、社員資本等変動計算書、注記表及び事業報告の内容を補足する重要な事項を表示しなければならない。

一 特定社債、特定約束手形、特定目的借入れ、特定目的借入れ以外の長期借入金及び短期借入金の増減

二 その他の資産の部における固定資産の取得及び処分並びに減価償却費の明細

三 特定資産の取得及び処分並びに減価償却費の明細

四 引当金の明細並びにその計上の理由及び額の算定の方法（注記表に表示したものを除く。）

五 第三者との間の取引であつて、特定目的会社と役員又は支配社員との利益が相反するものの明細

六 特定目的会社が取得し、又は所有している他の会社、特定目的会社その他の法人の発行済株式又は出資の持分（これらに係る信託受益権を含む。以下この号において「株式等」という。）の明細（種類及び銘柄並びに当該株式等に係る議決権の当該株式等を発行した法人の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合を含む。）

七 他の会社の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員又は会社法第五百九十八条第一項の職務を行うべき者を兼ねる当該特

<p>五 営業収益及び営業費用の明細</p> <p>六 第五十八条第一項ただし書の規定により省略した事項があるときは、当該事項</p> <p>2 前項第一号の特定社債の明細は、第二十八条第二項の区分に従って表示しなければならない。</p> <p>3 第一項第三号の明細は、特定資産の種類が二以上である場合はその種類ごとに表示しなければならない。</p> <p>(削る)</p> <p>4 第一項第五号の営業費用のうち、法第二百条第二項に規定する信託に係る契約に基づく信託報酬又は同条第四項に規定する特定資産の管理及び処分に係る業務の委託に関する契約に基づく委託費用は、支払先又は業務の種類ごとに内訳を明らかにしなければならない。</p> <p>5 各事業年度に係る特定目的会社の事業報告に係る附属明細書には、次に掲げる事項のほか、特定目的会社の事業報告の内容を補足する重要な事項を表示しなければならない。</p> <p>一 第三者との間の取引であって、特定目的会社と役員又は支配社員との利益が相反するものの明細</p>	<p>定目的会社の役員（会計参与を除く。）についての兼務の状況の明細（当該他の会社の事業が当該特定目的会社の事業と同一の種類のものであるときは、その旨を含む。）</p> <p>八 営業収益及び営業費用の明細</p> <p>九 第五十八条第一項ただし書の規定により省略した事項があるときは、当該事項</p> <p>2 前項第一号の特定社債の明細は、第二十八条第二項の区分に従って表示しなければならない。</p> <p>3 第一項第三号の明細は、特定資産の種類が二以上である場合はその種類ごとに表示しなければならない。</p> <p>4 第一項第五号の明細は、特定資産の部に表示された債権とその他の資産の部に表示された債権とを区分して表示しなければならない。</p> <p>5 第一項第八号の営業費用のうち、法第二百条第二項に規定する信託に係る契約に基づく信託報酬又は同条第四項に規定する特定資産の管理及び処分に係る業務の委託に関する契約に基づく委託費用は、支払先又は業務の種類ごとに内訳を明らかにしなければならない。</p> <p>(新設)</p>
---	---

<p>二 特定目的会社が取得し、又は所有している他の会社、特定目的会社その他の法人の発行済株式又は出資の持分（これらに係る信託受益権を含む。以下この号において「株式等」という。）の明細（種類及び銘柄並びに当該株式等に係る議決権の当該株式等を発行した法人の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合を含む。）</p> <p>三 他の会社の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員又は会社法第五百九十八条第一項の職務を行うべき者を兼ねる当該特定目的会社の役員（会計参与を除く。）についての兼務の状況の明細（当該他の会社の事業が当該特定目的会社の事業と同一の種類のものであるときは、その旨を含む。）</p> <p>6 前項第一号の明細は、特定資産の部に表示された債権とその他の資産の部に表示された債権とを区分して表示しなければならない。</p>	<p>（新設）</p>
--	-------------

十七 投資法人の計算に関する規則（平成十八年内閣府令第四十七号）

改正案	現行
<p>(定義) 第二条 (略)</p> <p>2 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 〇十一 (略)</p> <p>十二 中間子法人等 吸収合併消滅法人が吸収合併存続法人の子法人（法第七十七条の二第一項に規定する子法人をいう。以下同じ。）であるものとして計算すべき場合において、吸収合併消滅法人の投資主のうち、吸収合併消滅法人の親法人（法第八十一条第一項に規定する親法人をいう。以下同じ。）その他の当該吸収合併消滅法人を支配する者及びその子法人（当該支配する者が投資法人でない場合におけるその子法人に相当するものを含む。）であつて、吸収合併消滅法人及び吸収合併存続法人以外のものをいう。</p> <p>十三 少数投資主 吸収合併消滅法人が吸収合併存続法人の子法人であるものとして計算すべき場合において、吸収合併消滅法人の投資主のうち、吸収合併消滅法人、吸収合併存続法人及び中間子法人等以外のものをいう。</p> <p>十四・十五 (略)</p>	<p>(定義) 第二条 (略)</p> <p>2 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 〇十一 (略)</p> <p>十二 中間子法人割合 吸収合併の直前の吸収合併消滅法人の発行済投資口（法第七十七条の二第一項に規定する発行済投資口をいう。以下同じ。）のうち自己投資口を除く投資口の総口数に占める吸収合併存続法人の子法人（法第七十七条の二第一項に規定する子法人をいう。以下同じ。）が有する当該吸収合併消滅法人の投資口の口数の割合をいう。</p> <p>(新設)</p> <p>十三・十四 (略)</p>

第二編 会計帳簿

第八条 吸収合併存続法人は、吸収合併対象財産の全部の取得原価を吸収合併対価の時価その他当該吸収合併対象財産の時価を適切に算定する方法をもつて測定することとすべき場合を除き、吸収合併対象財産には、吸収合併消滅法人における当該吸収合併の直前の帳簿価額を付さなければならない。

2 (略)

(時価で評価する場合におけるのれんの計上)

第十条 (略)

2 前項の規定により計上するのれんの額を算定する場合において、次の各号に掲げるときは、当該各号に定めるものをも吸収合併対価として考慮するものとする。

一・二 (略)

(子法人と合併をする場合におけるのれん等の計上)

第十一条 吸収合併消滅法人が吸収合併存続法人の子法人であるものとして計算すべき場合には、吸収合併存続法人は、吸収合併に際して、少数投資主及び中間子法人等が有する吸収合併消滅法人の投資口に対応する部分につき資産又は負債としてのれんを計上することができる。

第二編 会計帳簿

第八条 吸収合併存続法人は、吸収合併対象財産の全部の吸収合併対価の時価その他当該吸収合併対象財産の時価を適切に算定する方法をもつて測定することとすべき場合を除き、吸収合併対象財産には、吸収合併消滅法人における当該吸収合併の直前の帳簿価額を付さなければならない。

2 (略)

(時価で評価する場合におけるのれんの計上)

第十条 (略)

2 前項に規定する場合において、次の各号に掲げるときは、当該各号に定めるものをも吸収合併対価として考慮するものとする。

一・二 (略)

(子法人と合併をする場合におけるのれん等の計上)

第十一条 吸収合併消滅法人が吸収合併存続法人(当該吸収合併存続法人の親法人(法第八十一条第一項に規定する親法人をいう。以下同じ。))その他当該吸収合併存続法人を支配する者が存するものを除く。)の子法人であるものとして計算すべき場合には、吸収合併存続法人は、吸収合併に際して、当該吸収合併消滅法人の投資主(

2 前条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、前項に規定する場合（当該吸収合併存続法人の親法人その他の当該吸収合併存続法人を支配する者が存する場合を除く。）において、少数投資主が有する吸収合併消滅法人の投資口に対応する部分について計上するのれんについて準用する。

3 (略)

(時価等で評価する場合におけるのれんの計上)

第十三条 (略)

2 前項の規定により計上するのれんの額を算定する場合において、次の各号に掲げるときは、当該各号に定めるものをも新設合併対価として考慮するものとする。

一・二 (略)

3 (略)

第三章 純資産

(通則)

吸収合併存続法人及びその子法人を除く。）に対して交付する吸収合併対価に対応する部分につき資産又は負債としてのれんを計上することができる。

2 前条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、前項の場合について準用する。

3 (略)

(時価等で評価する場合におけるのれんの計上)

第十三条 (略)

2 前項に規定する場合において、次の各号に掲げるときは、当該各号に定めるものをも新設合併対価として考慮するものとする。

一・二 (略)

3 (略)

第三章 純資産

(通則)

第十五条 投資法人がその成立後に行う投資口の交付（合併に際しての投資口の交付を除く。）による投資法人の出資総額等（法第八十八条第三項に規定する出資総額等をいう。以下同じ。）の増加額については、この款の定めるところによる。

2 前項に規定する「成立後に行う投資口の交付」とは、投資法人がその成立後において行う次に掲げる場合における投資口の発行をいう。

一 法第八十二条から第八十四条までに定めるところにより募集投資口（法第八十二条第一項に規定する募集投資口をいう。以下同じ。）を引き受ける者の募集を行う場合

二 吸収合併後当該投資法人が存続する場合

第二節 吸収合併に際しての投資主資本

（吸収合併存続法人の投資主資本）

第二十二条 次条の規定を適用する場合を除き、吸収合併存続法人の次の各号に掲げる額は、当該各号に定める額とする。

- 一 吸収合併後の出資総額 次に掲げる額の合計額
- イ 吸収合併の直前の出資総額
- ロ 吸収合併投資主資本変動額が零以上の額であるときは、当該吸収合併投資主資本変動額の範囲内で、吸収合併存続法人が吸

第十五条 投資法人がその成立後に行う投資口の交付（合併に際しての投資口の交付を除く。）による投資法人の出資総額等（法第八十八条第三項に規定する出資総額等をいう。以下同じ。）の増加額については、この款の定めるところによる。

2 前項に規定する「成立後に行う投資口の交付」とは、投資法人がその成立後に法第八十二条から第八十四条までに定めるところにより募集投資口（法第八十二条第一項に規定する募集投資口をいう。以下同じ。）を引き受ける者の募集を行う場合における投資口の発行をいう。

第二節 吸収合併に際しての投資主資本

（時価で評価する場合における吸収合併存続法人の投資主資本）

第二十二条 吸収合併対象財産の全部の取得原価を吸収合併対価の時価その他当該吸収合併対象財産の時価を適切に算定する方法をもつて測定することとすべき場合には、吸収合併存続法人の次の各号に掲げる額は、当該各号に定める額とする。

- 一 吸収合併後の出資総額 次に掲げる額の合計額
- イ 吸収合併の直前の出資総額
- ロ 吸収合併対価時価が零以上であるときは、吸収合併対価時価の範囲内で、吸収合併存続法人が吸収合併契約の定めに従い定

<p>吸収合併後の出資剰余金の額 次に掲げる額の合計額</p> <p>イ 吸収合併の直前の出資剰余金の額</p> <p>ロ 吸収合併投資主資本変動額から前号ロに掲げる額を減じて得た額</p> <p>三 吸収合併後の任意積立金の額 吸収合併の直前の任意積立金の額</p> <p>四 吸収合併後の当期末処分利益又は当期末処理損失の額 次に掲げる額の合計額</p> <p>イ 吸収合併の直前の当期末処分利益又は当期末処理損失の額</p> <p>ロ 吸収合併投資主資本変動額が零未満であるときは、吸収合併投資主資本変動額</p> <p>2 前項に規定する「吸収合併投資主資本変動額」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。</p> <p>一 吸収合併対象財産の全部の取得原価を吸収合併対価の時価その他当該吸収合併対象財産の時価を適切に算定する方法をもって測定することとすべき場合 吸収合併対価時価</p> <p>二 吸収合併消滅法人と吸収合併存続法人が共通支配下関係にあるものとして計算すべき場合（次号及び第四号に掲げる場合を除く。）</p> <p>イ 吸収合併簿価投資主資本額</p> <p>ロ 吸収合併の直前に吸収合併存続法人が有する吸収合併消滅法人の投資口の帳簿価額</p>	<p>めた額（零以上の額に限る。）</p> <p>二 吸収合併後の出資剰余金の額 次に掲げる額の合計額</p> <p>イ 吸収合併の直前の出資剰余金の額</p> <p>ロ 吸収合併対価時価から前号ロに掲げる額を減じて得た額</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>2 前項に規定する場合において、次の各号に掲げるときは、当該各号に定めるものをも吸収合併対価として考慮するものとする。</p> <p>一 吸収合併存続法人が吸収合併の直前に吸収合併消滅法人の投資口を有しているとき 当該投資口</p> <p>二 吸収合併に係る費用があるとき 当該費用のうち吸収合併対価として考慮すべきもの</p>
---	---

- 三 吸収合併消滅法人が吸収合併存続法人の子法人であるものとして計算すべき場合（当該吸収合併存続法人の親法人その他の当該吸収合併存続法人を支配する者が存しない場合に限り。）イ及びロに掲げる額の合計額
- イ 吸収合併対価時価（少数投資主に交付する吸収合併存続法人の投資口に係るものに限る。）
- ロ 吸収合併簿価投資主資本額（中間子法人等が有する吸収合併消滅法人の投資口に対応する部分に限る。）
- 四 吸収合併消滅法人が吸収合併存続法人の子法人であるものとして計算すべき場合（当該吸収合併存続法人の親法人その他の当該吸収合併存続法人を支配する者が存しない場合を除く。） 吸収合併簿価投資主資本額（少数投資主及び中間子法人等が有する吸収合併消滅法人の投資口に対応する部分に限る。）
- 五 前各号の規定を適用することにより投資主資本を計算することができない場合又は計算することが適切でない場合 第二号に定めるところに準じて計算して得た額

（削る）

（共通支配下関係にある場合における吸収合併存続法人の投資主資本）

第二十三条 吸収合併消滅法人と吸収合併存続法人が共通支配下関係にあるものとして計算すべき場合（次条第一項に規定する場合を除く。）には、吸収合併存続法人の次の各号に掲げる額は、当該各号に定める額とする。ただし、吸収合併存続法人が第二十五条の規定

を適用するものと定めたときは、この限りでない。

- 一 吸収合併後の出資総額 次に掲げる額の合計額
 - イ 吸収合併の直前の出資総額
 - ロ 吸収合併簿価投資主資本額が零以上の額であるときは、当該吸収合併簿価投資主資本額の範囲内で、吸収合併存続法人が吸収合併契約の定めに従い定めた額（零以上の額に限る。）
- 二 吸収合併後の出資剰余金の額 イ及びロに掲げる額の合計額から八及び二に掲げる額の合計額を減じて得た額
 - イ 吸収合併の直前の出資剰余金の額
 - ロ 吸収合併簿価投資主資本額
- ハ 前号ロに掲げる額
- ニ 吸収合併の直前に吸収合併存続法人が有する吸収合併消滅法人の投資口の帳簿価額
- 三 吸収合併後の任意積立金の額 吸収合併の直前の任意積立金の額
- 四 吸収合併後の当期末処分利益又は当期末処理損失の額 次に掲げる額の合計額
 - イ 吸収合併の直前の当期末処分利益又は当期末処理損失の額
 - ロ 吸収合併簿価投資主資本額が零未満であるときは、吸収合併簿価投資主資本額

本）（子法人と吸収合併する場合における吸収合併存続法人の投資主資

(削る)

第二十四条 吸収合併消滅法人が吸収合併存続法人（当該吸収合併存続法人の親法人その他当該吸収合併存続法人を支配する者が存するものを除く。）の子法人であるものとして計算すべき場合には、吸収合併存続法人の次の各号に掲げる額は、当該各号に定める額とする。

- 一 吸収合併後の出資総額 次に掲げる額の合計額
 - イ 吸収合併の直前の出資総額
 - ロ 吸収合併対価時価が零以上であるときは、吸収合併対価時価（吸収合併存続法人の子法人に交付するものに係るものを除く。）の範囲内で、吸収合併存続法人が吸収合併契約の定めに従い定めた額（零以上の額に限る。）
 - ハ 吸収合併簿価投資主資本額が零以上であるときは、吸収合併簿価投資主資本額に中間子法人割合を乗じて得た額の範囲内で、吸収合併存続法人が吸収合併契約の定めに従い定めた額（零以上の額に限る。）
- 二 吸収合併後の出資剰余金の額 イからハまでに掲げる額の合計額から二及びホに掲げる額の合計額を減じて得た額
 - イ 吸収合併の直前の出資剰余金の額
 - ロ 吸収合併対価時価（吸収合併存続法人の子法人に交付するものに係るものを除く。）
- ハ 吸収合併簿価投資主資本額に中間子法人割合を乗じて得た額
- ニ 前号ロに掲げる額
- ホ 前号ハに掲げる額

(出資総額等も引き継ぐ場合)における投資主資本)

第二十三条 吸収合併存続法人の出資総額、出資剰余金、任意積立金及び当期末処分利益又は当期末処理損失につき吸収合併消滅法人における吸収合併の直前の出資総額、出資剰余金、任意積立金及び当期末処分利益又は当期末処理損失を引き継ぐものとして計算するところが適切である場合には、吸収合併後の吸収合併存続法人の次の各号に掲げる額は、当該各号に定める額とする。

- 一 吸収合併後の出資総額 次に掲げる額の合計額
 - イ 吸収合併の直前の出資総額
 - ロ 吸収合併の直前の吸収合併消滅法人の出資総額
- 二 吸収合併後の出資剰余金の額 イ及びロに掲げる額の合計額か

三 吸収合併後の任意積立金の額 吸収合併の直前の任意積立金の額

四 吸収合併後の当期末処分利益又は当期末処理損失の額 次に掲げる額の合計額

- イ 吸収合併の直前の当期末処分利益又は当期末処理損失の額
- ロ 吸収合併簿価投資主資本額が零未満であるときは、吸収合併簿価投資主資本額に中間子法人割合を乗じて得た額

2 第二十二条第二項(第二号に係る部分に限る。)の規定は、前項の場合における吸収合併存続法人の子法人以外の投資主に交付する吸収合併対価について準用する。

(出資総額等も引き継ぐ場合)における投資主資本)

第二十五条 吸収合併対象財産に吸収合併消滅法人における吸収合併の直前の帳簿価額を付すべき場合において、吸収合併存続法人の出資総額、出資剰余金、任意積立金及び当期末処分利益又は当期末処理損失についても吸収合併消滅法人における吸収合併の直前の出資総額、出資剰余金、任意積立金及び当期末処分利益又は当期末処理損失を引き継ぐものとして計算すべきときは、吸収合併後の吸収合併存続法人の次の各号に掲げる額は、当該各号に定める額とする。

- 一 吸収合併後の出資総額 次に掲げる額の合計額
 - イ 吸収合併の直前の出資総額
 - ロ 吸収合併の直前の吸収合併消滅法人の出資総額
- 二 吸収合併後の出資剰余金の額 イ及びロに掲げる額の合計額か

ら八に掲げる額を減じて得た額

イ 吸収合併の直前の出資剰余金の額

ロ 吸収合併の直前の吸収合併消滅法人の出資剰余金の額

ハ 吸収合併存続法人又は吸収合併消滅法人の有する吸収合併消滅法人の投資口の帳簿価額

三 吸収合併後の任意積立金の額 次に掲げる額の合計額

イ 吸収合併の直前の任意積立金の額

ロ 吸収合併の直前の吸収合併消滅法人の任意積立金の額

四 吸収合併後の当期末処分利益又は当期末処理損失の額 次に掲げる額の合計額

イ 吸収合併の直前の当期末処分利益又は当期末処理損失の額

ロ 吸収合併の直前の吸収合併消滅法人の当期末処分利益又は当期末処理損失の額

2 前項に規定する「吸収合併存続法人の出資総額、出資剰余金、任意積立金及び当期末処分利益又は当期末処理損失につき吸収合併消滅法人における吸収合併の直前の出資総額、出資剰余金、任意積立金及び当期末処分利益又は当期末処理損失を引き継ぐものとして計算することが適切である場合」とは、次のいずれにも該当する場合をいう。

一 吸収合併対象財産に吸収合併消滅法人における吸収合併の直前の帳簿価額を付すべき場合であること。

二 次に掲げるいずれかの場合であること。

イ 前項の規定に従って計算すべき場合

ら八に掲げる額を減じて得た額

イ 吸収合併の直前の出資剰余金の額

ロ 吸収合併の直前の吸収合併消滅法人の出資剰余金の額

ハ 吸収合併存続法人又は吸収合併消滅法人の有する吸収合併消滅法人の投資口の帳簿価額

三 吸収合併後の任意積立金の額 次に掲げる額の合計額

イ 吸収合併の直前の任意積立金の額

ロ 吸収合併の直前の吸収合併消滅法人の任意積立金の額

四 吸収合併後の当期末処分利益又は当期末処理損失の額 次に掲げる額の合計額

イ 吸収合併の直前の当期末処分利益又は当期末処理損失の額

ロ 吸収合併の直前の吸収合併消滅法人の当期末処分利益又は当期末処理損失の額

(新設)

ロ イに掲げる場合のほか、前条第二項第一号又は第五号に掲げる場合において、吸収合併存続法人がこの条の規定を適用するものと定めるとき。

第二十四条及び第二十五条 削除

第三節 設立時の投資主資本

第一款 通常の設定

第二十六条 法第七十条の二第一項に規定する方法により投資法人を設立する場合における投資法人の設立時に行う投資口の発行に係る設立時発行投資口の払込金額とは、法第七十一条第十項において準用する会社法第六十三条第一項の規定により払込みを受けた金銭の金額（外国の通貨をもって金銭の払込みを受けた場合にあつては、払込みがあつた日の為替相場に基づき算出された金額）とする。

2 (略)

第二款 新設合併

(時価で評価する場合における新設合併設立法人の投資主資本)
第二十七条 新設合併対象財産（新設合併取得法人の財産を除く。以下この条において同じ。）の全部の取得原価を新設合併対価の時価

(新設)

第三節 設立時の投資主資本

第一款 通常の設定

第二十六条 法第七十条の二第一項に規定する方法により投資法人を設立する場合における投資法人の設立時に行う投資口の発行に係る設立時発行投資口の払込金額とは、法第七十一条第十項において準用する会社法第六十三条第一項の規定により払込みを受けた金銭の金額（外国の通貨をもって金銭の払込みを受けた場合にあつては、払込みがあつた日の為替相場に基づき算出された金額）とする。

2 (略)

第二款 新設合併

(時価で評価する場合における新設合併設立法人の投資主資本)
第二十七条 新設合併対象財産（新設合併取得法人の財産を除く。以下この条において同じ。）の全部の取得原価を新設合併対価の時価

その他当該新設合併対象財産の時価を適切に算定する方法をもって測定することとすべき場合には、新設合併設立法人の次の各号に掲げる額は、当該各号に定める額とする。ただし、新設合併契約により次項の規定によるものと定めるときは、この限りでない。

一 設立時の出資総額 新設合併投資主払込資本額（次に掲げる額の合計額をいう。以下この項において同じ。）（当該新設合併投資主払込資本額が零未満である場合にあつては、零）の範囲内で、新設合併消滅法人が新設合併契約の定めに従い定めた額（零以上の額に限る。）

イ 新設合併取得法人部分投資主払込資本額（新設合併簿価投資主資本額のうち、新設合併取得法人から承継するものに係るものをいう。）

ロ 新設合併対価時価（新設合併取得法人以外の新設合併消滅法人の投資主に交付するものに係るものに限る。）

二 設立時の出資剰余金の額 新設合併投資主払込資本額（当該新設合併投資主払込資本額が零未満である場合にあつては、零）から設立時の出資総額を減じて得た額の範囲内で、新設合併消滅法人が新設合併契約の定めに従い定めた額（零以上の額に限る。）

その他当該新設合併対象財産の時価を適切に算定する方法をもって測定することとすべき場合には、新設合併設立法人の次の各号に掲げる額は、当該各号に定める額とする。ただし、新設合併契約により次項の規定によるものと定めるときは、この限りでない。

一 設立時の出資総額 次に掲げる額の合計額

イ 新設合併取得法人部分投資主払込資本額（新設合併簿価投資主資本額のうち、新設合併取得法人から承継するものに係るものをいう。以下この項において同じ。）（当該新設合併取得法人部分投資主払込資本額が零未満である場合にあつては、零）の範囲内で、新設合併消滅法人が新設合併契約の定めに従い定めた額（零以上の額に限る。）

ロ 新設合併対価時価（新設合併取得法人以外の新設合併消滅法人の投資主に交付するものに係るものに限る。次号ロにおいて同じ。）の範囲内で、新設合併消滅法人が新設合併契約の定めに従い定めた額（零以上の額に限る。）

二 設立時の出資剰余金の額 イ及びロに掲げる額の合計額から八に掲げる額を減じて得た額の範囲内で、新設合併消滅法人が新設合併契約の定めに従い定めた額（零以上の額に限る。）

(削る)

(削る)

(削る)

三 設立時の任意積立金の額 零

四 設立時の当期末処分利益の額 零

2 前項ただし書に規定する場合には、新設合併設立法人の次の各号に掲げる額は、当該各号に定める額とする。

一 設立時の出資総額 次に掲げる額の合計額

イ 新設合併取得法人の新設合併の直前の出資総額

ロ 新設合併対価時価（新設合併取得法人以外の新設合併消滅法人の投資主に交付するものに係るものに限る。次号ロにおいて同じ。）の範囲内で、新設合併消滅法人が新設合併契約の定めに従い定めた額（零以上の額に限る。）

二 設立時の出資剰余金の額 イ及びロに掲げる額の合計額から八及び二に掲げる額の合計額を減じて得た額

イ 新設合併取得法人の新設合併の直前の出資剰余金の額

ロ 新設合併対価時価

ハ 前号ロに掲げる額

二 新設合併の直前に新設合併取得法人が有する新設合併取得法人の投資口の帳簿価額

三 設立時の任意積立金の額 新設合併取得法人の新設合併の直前

イ 新設合併取得法人部分投資主払込資本額（当該新設合併取得法人部分投資主払込資本額が零未満である場合にあつては、零）

ロ 新設合併対価時価

ハ 設立時の出資総額

三 設立時の任意積立金の額 零

四 設立時の当期末処分利益の額 零

2 前項ただし書に規定する場合には、新設合併設立法人の次の各号に掲げる額は、当該各号に定める額とする。

一 設立時の出資総額 次に掲げる額の合計額

イ 新設合併取得法人の新設合併の直前の出資総額

ロ 新設合併対価時価（新設合併取得法人以外の新設合併消滅法人の投資主に交付するものに係るものに限る。次号ロにおいて同じ。）の範囲内で、新設合併消滅法人が新設合併契約の定めに従い定めた額（零以上の額に限る。）

二 設立時の出資剰余金の額 イ及びロに掲げる額の合計額から八及び二に掲げる額の合計額を減じて得た額

イ 新設合併取得法人の新設合併の直前の出資剰余金の額

ロ 新設合併対価時価

ハ 前号ロに掲げる額

二 新設合併の直前に新設合併取得法人が有する新設合併取得法人の投資口の帳簿価額

三 設立時の任意積立金の額 新設合併取得法人の新設合併の直前

の任意積立金の額

四 設立時の当期末処分利益又は当期末処理損失の額 新設合併取得法人の新設合併の直前の当期末処分利益又は当期末処理損失の額

(削る)

(共通支配下関係にある場合における新設合併設立法人の投資主資本)

第二十八条 新設合併消滅法人の全部が共通支配下関係にあるものとして計算すべき場合(次条の規定を適用する場合を除く。)には、新設合併設立法人の次の各号に掲げる額は、各新設合併消滅法人についての当該各号に定める額の合計額とする。

- 一 設立時の出資総額 次に掲げる額の合計額
- イ 投資主資本承継消滅法人(新設合併消滅法人がこの号に規定する投資主資本承継消滅法人となることを定めたときにおける当該新設合併消滅法人をいう。以下この条において同じ。)の出資総額
- ロ 非投資主資本承継消滅法人(投資主資本承継消滅法人以外の

の任意積立金の額

四 設立時の当期末処分利益又は当期末処理損失の額 新設合併取得法人の新設合併の直前の当期末処分利益又は当期末処理損失の額

3

前二項に規定する場合において、次の各号に掲げるときは、当該各号に定めるものをも新設合併対価として考慮するものとする。

- 一 新設合併取得法人が新設合併の直前に新設合併消滅法人(新設合併取得法人を除く。)の投資口を有しているとき 当該投資口
- 二 新設合併に係る費用があるとき 当該費用のうち新設合併対価として考慮すべきもの

(共通支配下関係にある場合における新設合併設立法人の投資主資本)

第二十八条 新設合併消滅法人の全部が共通支配下関係にあるものとして計算すべき場合には、新設合併設立法人の次の各号に掲げる額は、各新設合併消滅法人についての当該各号に定める額の合計額とする。

- 一 設立時の出資総額 次に掲げる額の合計額
- イ 投資主資本承継消滅法人(新設合併消滅法人がこの号に規定する投資主資本承継消滅法人となることを定めたときにおける当該新設合併消滅法人をいう。以下この条において同じ。)の出資総額
- ロ 非投資主資本承継消滅法人(投資主資本承継消滅法人以外の

新設合併消滅法人をいう。以下この条において同じ。）の非承継法人部分投資主払込資本額（(1)に掲げる額から(2)に掲げる額を減じて得た額をいう。以下この条において同じ。）（当該非承継法人部分投資主払込資本額が零未満である場合にあつては、零）の範囲内で、新設合併消滅法人が新設合併契約の定めに従い定めた額（零以上の額に限る。）

(1) 新設合併簿価投資主資本額（非投資主資本承継消滅法人から承継するものに係るものに限る。）

(2) 新設合併の直前に投資主資本承継消滅法人が有する当該非投資主資本承継消滅法人の投資口の帳簿価額

二 設立時の出資剰余金の額 イ及びロに掲げる額の合計額から八及び二に掲げる額の合計額を減じて得た額

イ 投資主資本承継消滅法人の新設合併の直前の出資剰余金の額

ロ 非承継法人部分投資主払込資本額（当該非承継法人部分投資主払込資本額が零未満である場合にあつては、零）

八 前号ロに掲げる額

二 新設合併の直前に投資主資本承継消滅法人が有する投資主資本承継消滅法人の投資口の帳簿価額

三 設立時の任意積立金の額 投資主資本承継消滅法人の新設合併の直前の任意積立金の額

新設合併消滅法人をいう。以下この条において同じ。）の新設合併簿価投資主資本額（非投資主資本承継消滅法人から承継するものに係るものに限る。）（当該新設合併簿価投資主資本額が零未満である場合にあつては、零）の範囲内で、新設合併消滅法人が新設合併契約の定めに従い定めた額（零以上の額に限る。）

（新設）

（新設）

二 設立時の出資剰余金の額 イ及びロに掲げる額の合計額から八及び二に掲げる額の合計額を減じて得た額

イ 投資主資本承継消滅法人の新設合併の直前の出資剰余金の額

ロ 非投資主資本承継消滅法人の新設合併簿価投資主資本額（非投資主資本承継消滅法人から承継するものに係るものに限る。）

（ ）（当該新設合併簿価投資主資本額が零未満である場合にあつては、零）

八 前号ロに掲げる額

二 新設合併の直前に投資主資本承継消滅法人が有する当該投資主資本承継消滅法人の投資口及び他の新設合併消滅法人の投資口の帳簿価額

三 設立時の任意積立金の額 投資主資本承継消滅法人の新設合併の直前の任意積立金の額

四 設立時の当期末処分利益又は当期末処理損失の額 次に掲げる額の合計額

イ 投資主資本承継消滅法人の新設合併の直前の当期末処分利益又は当期末処理損失の額

ロ 非承継法人部分投資主払込資本額が零未満であるときは、当該非承継法人部分投資主払込資本額

(出資総額等も引き継ぐ場合等における投資主資本)

第二十九条 新設合併設立法人の出資総額、出資剰余金、任意積立金及び当期末処分利益又は当期末処理損失につき全部の新設合併消滅法人における新設合併の直前の出資総額、出資剰余金、任意積立金及び当期末処分利益又は当期末処理損失を引き継ぐものとして計算することが適切である場合には、新設合併設立法人の次の各号に掲げる額は、当該各号に定める額とする。

一 設立時の出資総額 新設合併の直前の各新設合併消滅法人の出資総額の合計額

二 設立時の出資剰余金の額 イに掲げる額からロに掲げる額を減じて得た額

イ 新設合併の直前の各新設合併消滅法人の出資剰余金の額の合計額

ロ 各新設合併消滅法人が有する当該新設合併消滅法人の投資口

四 設立時の当期末処分利益又は当期末処理損失の額 次に掲げる額の合計額

イ 投資主資本承継消滅法人の新設合併の直前の当期末処分利益又は当期末処理損失の額

ロ 新設合併簿価投資主資本額（非投資主資本承継消滅法人から承継するものに係るものに限る。）が零未満であるときは、当該新設合併簿価投資主資本額

(出資総額等も引き継ぐ場合等における投資主資本)

第二十九条 新設合併対象財産に全部の新設合併消滅法人における新設合併の直前の帳簿価額を付すべき場合において、新設合併設立法人の出資総額、出資剰余金、任意積立金及び当期末処分利益又は当期末処理損失についても全部の新設合併消滅法人における新設合併の直前の出資総額、出資剰余金、任意積立金及び当期末処分利益又は当期末処理損失を引き継ぐべきときは、新設合併設立法人の次の各号に掲げる額は、当該各号に定める額とする。

一 設立時の出資総額 新設合併の直前の各新設合併消滅法人の出資総額の合計額

二 設立時の出資剰余金の額 イに掲げる額からロに掲げる額を減じて得た額

イ 新設合併の直前の各新設合併消滅法人の出資剰余金の額の合計額

ロ 各新設合併消滅法人が有する当該新設合併消滅法人の投資口

及び他の新設合併消滅法人の投資口の帳簿価額

三 設立時の任意積立金の額 新設合併の直前の各新設合併消滅法人の任意積立金の額の合計額

四 設立時の当期末処分利益又は当期末処理損失の額 新設合併の直前の各新設合併消滅法人の当期末処分利益又は当期末処理損失の額の合計額

2 前項に規定する「新設合併設立法人の出資総額、出資剰余金、任意積立金及び当期末処分利益又は当期末処理損失につき全部の新設合併消滅法人における新設合併の直前の出資総額、出資剰余金、任意積立金及び当期末処分利益又は当期末処理損失を引き継ぐものとして計算することが適切である場合」とは、次のいずれにも該当する場合をいう。

一 新設合併対象財産の全部につき新設合併消滅法人における新設合併の直前の帳簿価額を付すべき場合であること。

二 次に掲げるいずれかの場合であること。

イ 前項の規定に従って計算すべき場合

ロ イに掲げる場合のほか、次に掲げるいずれかの場合において、新設合併消滅法人がこの条の規定を適用するものと定めたと

き。
(1) 新設合併消滅法人の全部が共通支配下関係にあるものとして計算すべき場合

(2) 第二十七条又は前条の規定を適用することにより投資主資本を計算することができない場合又は計算することが適切で

及び他の新設合併消滅法人の投資口の帳簿価額

三 設立時の任意積立金の額 新設合併の直前の各新設合併消滅法人の任意積立金の額の合計額

四 設立時の当期末処分利益又は当期末処理損失の額 新設合併の直前の各新設合併消滅法人の当期末処分利益又は当期末処理損失の額の合計額

(新設)

ない場合

(その他の場合における投資主資本)

第三十条 第二十七条及び第二十八条の規定を適用することにより投資主資本を計算することができない場合又は計算することが適切でない場合には、新設合併設立法人の投資主資本は、同条の定めるところに準じて計算する。ただし、前条の規定を適用する場合は、この限りでない。

(当期純損益金額)

第五十三条 第一号及び第二号に掲げる額の合計額から第三号及び第四号に掲げる額の合計額を減じて得た額(以下「当期純損益金額」という。)は、当期純利益金額として表示しなければならない。

一 (略)

二 前条第二項に規定する場合(同項ただし書の場合を除く。)(に

において、還付税額があるときは、当該還付税額

三 (略)

四 前条第二項に規定する場合(同項ただし書の場合を除く。)(に
において、納付税額があるときは、当該納付税額

2 (略)

(貸借対照表に関する注記)

第六十二条 貸借対照表に関する注記は、次に掲げる事項とする。

(その他の場合における投資主資本)

第三十条 前三条の規定を適用することにより投資主資本を計算することができない場合又は計算することが適切でない場合には、新設合併設立法人の投資主資本は、第二十八条の定めるところに準じて計算する。

(当期純損益金額)

第五十三条 第一号及び第二号に掲げる額の合計額から第三号及び第四号に掲げる額の合計額を減じて得た額(以下「当期純損益金額」という。)は、当期純利益金額として表示しなければならない。

一 (略)

二 前条第二項に規定する場合(同項ただし書の場合を除く。)(に

において、還付税額があるときは当該還付金額

三 (略)

四 前条第二項に規定する場合(同項ただし書の場合を除く。)(に
において、納付税額があるときは、当該納付金額

2 (略)

(貸借対照表に関する注記)

第六十二条 貸借対照表に関する注記は、次に掲げる事項とする。

一〇五（略）

六 支配投資主（投資法人の発行済投資口（法第七十七条の二第一項に規定する発行済投資口をいう。以下同じ。）の総口数の過半数の投資口を有する投資主及び法第八十一条第四項の規定により親法人となる法人をいう。以下同じ。）に対する金銭債権又は金銭債権をその金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとに、他の金銭債権又は金銭債務と区分して表示していないときは、当該支配投資主に対する金銭債権又は金銭債務の当該支配投資主に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額又は二以上の項目について一括した金額

七〇十一（略）

一〇五（略）

六 支配投資主（投資法人の発行済投資口の総口数の過半数の投資口を有する投資主及び法第八十一条第四項の規定により親法人となる法人をいう。以下同じ。）に対する金銭債権又は金銭債務をその金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとに、他の金銭債権又は金銭債務と区分して表示していないときは、当該支配投資主に対する金銭債権又は金銭債務の当該支配投資主に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額又は二以上の項目について一括した金額

七〇十一（略）

十八 特定目的会社の社員総会に関する規則（平成十八年内閣府令第五十三号）

改正案	現行
<p>（招集の決定事項）</p> <p>第三条 法第五十四条第一項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 法第五十四条第一項第一号に規定する社員総会が定時社員総会である場合において、同号の日が前事業年度に係る定時社員総会の日に応当する日と著しく離れた日であるときは、その日時を決定した理由</p> <p>二 （略）</p> <p>三 法第五十四条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めるときは、次に掲げる事項（定款に口から二まで及びへに掲げる事項についての定めがある場合における当該事項を除く。）</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 特定の時（社員総会の日時以前の時であつて、法第五十五条第一項の規定により通知を発した日から二週間を経過した日以後の時に限る。）をもって書面による議決権の行使の期限とする旨を定めるときは、その特定の時</p> <p>八 特定の時（社員総会の日時以前の時であつて、法第五十五条第一項の規定により通知を発した日から二週間を経過した日以後の時に限る。）をもって電磁的方法による議決権の行使の期</p>	<p>（招集の決定事項）</p> <p>第三条 法第五十四条第一項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 法第五十四条第一項第一号に規定する社員総会が定時社員総会である場合において、同号の日が事業年度に係る定時社員総会の日に応当する日と著しく離れた日であるときは、その日時を決定した理由</p> <p>二 （略）</p> <p>三 法第五十四条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めるときは、次に掲げる事項（定款に口から二まで及びへに掲げる事項についての定めがある場合における当該事項を除く。）</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 特定の時（社員総会の日時以前の時であつて、法第五十五条第一項の規定により通知を発した時から二週間を経過した日以後の時に限る。）をもって書面による議決権の行使の期限とする旨を定めるときは、その特定の時</p> <p>八 特定の時（社員総会の日時以前の時であつて、法第五十五条第一項の規定により通知を発した時から二週間を経過した日以後の時に限る。）をもって電磁的方法による議決権の行使の期</p>

限とする旨を定めるときは、その特定の時

二～八 (略)

四～六 (略)

限とする旨を定めるときは、その特定の時

二～八 (略)

四～六 (略)

十九 特定目的信託の権利者集会等に関する規則（平成十八年内閣府令第五十四号）

改正案	現行
<p>（権利者集会の招集の決定事項）</p> <p>第三条 法第二百四十二条第四項において読み替えて準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百十九条第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 特定の時（権利者集会の日時以前の時であつて、法第二百四十二条第二項の規定により通知を發した日から二週間を経過した日以後の時に限る。）をもって書面による議決権の行使の期限とする旨を定めるときは、その特定の時</p> <p>三・四 （略）</p>	<p>（権利者集会の招集の決定事項）</p> <p>第三条 法第二百四十二条第四項において読み替えて準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百十九条第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 特定の時（権利者集会の日時以前の時であつて、法第二百四十二条第二項の規定により通知を發した時から二週間を経過した時以後の時に限る。）をもって書面による議決権の行使の期限とする旨を定めるときは、その特定の時</p> <p>三・四 （略）</p>